

文化財だより

第26号

もくじ

平成7年度文化財調査報告	1
鹿松貝塚発掘調査報告	12
新山崎遺跡発掘調査報告	15
新金沼遺跡発掘調査報告	24
ふるさと再発見事業	26
文化財防火デー	27
文化財標柱・説明板	28
旧町名表示石柱設置事業	
文化財めぐり	30

石巻市教育委員会

平成七年度

石巻市文化財調査報告

雪峰庵跡と雪峰大観

石巻市文化財保護委員 佐藤 雄一

過去七佛と五十佛

雪峰庵跡には、中央の墳丘になつている頂上に建つている道元大和尚塔を中心にして、これを取り巻くようにならびに散在している。これら石碑の拓本を探すことから調査の作業が始まった。

そして、これら石碑は前年度の中間報告においても記述されている。

雪峰庵跡には板碑調査の際に何度か訪れていて、板碑以外の石碑は簡単に近世の石碑で、ごくありふれたものであると思つていた。しかし、採拓の作業が進むにつれて、板碑以外の石碑は近世のものであることに間違いはないのであるが、どうもその内容が、今までに接したことのなかつた近世の石碑であることに気がついた。そこで、採拓の済んだ石碑の smo を整理し、水巣寺の大岳素雄師にて教示をうなごしたところ、「それは毘盧大佛から迦葉牟尼佛にいたる過去七佛と、摩迦葉和尚から五十七佛のこと」で、合わせて五十七佛のことで教示をいたさうだ。

どうもその内容が、今までに接したことのなかつた近世の石碑であることに気がついた。そこで、採拓の済んだ石碑の smo を整理し、水巣寺の大岳素雄師にて教示をうなごしたところ、「それは毘盧大佛から迦葉牟尼佛にいたる過去七佛と、摩迦葉和尚から五十七佛のこと」で、合わせて五十七佛のことで教示をいたさうだ。

次に、過去七佛を含めて五十佛を列記するところとなる。

①毘盧大佛 ②毘盧葉佛 ③毘舍浮佛
④毘盧孫佛 ⑤毘盧含佛 ⑥加耶佛
⑦毘盧牟尼佛 (以上過去七佛)

⑧摩迦葉和尚 (以下和尚略)

9 阿難陀 ⑩商那和修 ⑪優曇毘多
12 提多迦 13 弥遮迦 14 法寂密
15 佛陀羅提 16 伏駄密多 17 席果涅槃

18 富那夜奢 19 阿那補底 20 道尼摩羅
21 那伽蘭樹那 22 道迦羅婆 23 那羅耶羅多
24 僧伽羅提 25 迦那舍多

に現われたごと/or 6人の仏像を併せていう。6人は(1)毘盧牟尼佛、(2)阿那補底、(3)毘盧浮佛、(4)拘留孫佛、(5)拘那含佛、(6)迦葉和尚

⑥迦葉和尚のことで、その教えは普遍的な

- 38 大医道信 39 大満弘忍 40 大迦葉能
41 青原行思 42 石頭希遷 43 荘嚴慧能
44 洞山良价 45 洞山良价
47 同安道不 48 同安觀志 49 楊山綠觀
50 大陽覺玄 51 投子義青 52 茱尊道信
53 丹霞子淳 54 長慶清了 55 天童宗玆

- 56 雪智寶鑑 57 雪童知淨 58 雪童知淨

- 59 雪庭惠照 60 雪庭惠照 61 法常和尚

- 62 石霜和尚 63 石霜和尚 64 謹止真寂禪光和尚

- 65 雲巖義南 66 雲巖義南 67 雲巖義南

- 68 雲巖義南 69 雲巖義南 70 法眼大師

- 71 長慶慧嚴大師 72 長慶慧嚴大師 73 長慶慧嚴大師

- 74 馬祖道一大師 75 馬祖道一大師 76 馬祖道一大師

- 77 石霜和尚 78 石霜和尚 79 石霜和尚

- 80 龍樹大師 81 龍樹大師 82 龍樹大師

- 83 日望能大師 84 日望能大師 85 日望能大師

- 86 雪智寶鑑 87 雪智寶鑑 88 雪智寶鑑

- 89 雪智寶鑑 90 雪智寶鑑 91 雪智寶鑑

- 92 雪智寶鑑 93 雪智寶鑑 94 雪智寶鑑

- 95 雪智寶鑑 96 雪智寶鑑 97 雪智寶鑑

- 98 雪智寶鑑 99 雪智寶鑑 100 雪智寶鑑

- 101 雪智寶鑑 102 雪智寶鑑 103 雪智寶鑑

- 104 雪智寶鑑 105 雪智寶鑑 106 雪智寶鑑

- 107 雪智寶鑑 108 雪智寶鑑 109 雪智寶鑑

- 110 雪智寶鑑 111 雪智寶鑑 112 雪智寶鑑

- 113 雪智寶鑑 114 雪智寶鑑 115 雪智寶鑑

- 116 雪智寶鑑 117 雪智寶鑑 118 雪智寶鑑

- 119 雪智寶鑑 120 雪智寶鑑 121 雪智寶鑑

- 122 雪智寶鑑 123 雪智寶鑑 124 雪智寶鑑

- 125 雪智寶鑑 126 雪智寶鑑 127 雪智寶鑑

この他に注目すべき石塔として次のよ

うなもののが造立されている。

1 帝釋天王 2 南無大強精進勇猛佛

3 文殊師利號 (法) 菩薩

4 南無燃燈佛 5 南無多宝佛

6 南無金剛藏王大士

7 阿羅波闍那

「アラバダナ」と書かれ、通常、文殊師

洞寺寺院にお聞きしても、このような例

によつて何を折つたのだろうか。各地の曹

洞寺寺院にお聞きしても、このような例

見当らないといつ。おそらく、石塔造

立という作法は全國でも五十七佛を祀

るということは全國でもその例を見ない

ものではなかろうか。今後の研究に期待

したいものである。

ささらに、この五十七佛の他に造立され

ている石塔はわが国曹洞宗の開祖である

道元禪師と巖通義丸、巖山紹嗣のほか、

中國の次の二十二名の諸諸侯石碑が造立さ

れている。

この眞言は、「金剛頂經傳御文殊師利菩薩品等」に、唵を除いて五字呪と呼ばれる

次のように解説されている。

阿羅漢者、是滿一切願義、何以故、

字悉曇」には、「阿羅波闍那」について

次のような解説がなされている。

＊文殊菩薩

吉野アサメオ

唵・阿羅・詠・遮那

「唵・五字呪尊」

この眞言は、「金剛頂經傳御文殊師利菩薩品等」に、唵を除いて五字呪と呼ばれる

次のように解説されている。

阿羅漢者、是滿一切願義、何以故、

阿羅漢者、是滿一切願義、何以故、

阿羅漢者、是滿一切願義、何以故、

阿羅漢者、是滿一切願義、何以故、

阿羅漢者、是滿一切願義、何以故、

阿羅漢者、是滿一切願義、何以故、

阿羅漢者、是滿一切願義、何以故、

不捨衆生義。波字者、第一義諦義。者字者、妙行義。覺字者、無自性義。欲善提不捨衆生、深入第一義諦中、行修習諸法無有自性。若如是修滿一切願、此諸願中證如來位、及執金剛不頃得。

この五字は四十二字門の最初の五字であり、この字母をもつて知恵勝の文殊菩薩を象徴したものと思われる。

この解説文において、「阿羅波者那」は知慧勝の文殊菩薩を象徴したものであるとされている。しかし、雪峰庵の「阿羅波者那」という二〇〇〇にもなるうという右碑を眺めると、單にこの碑は、「文殊師利菩薩」を表わしたものとも思えないし、そろかといつて、「大

現は牧山鶴峰山長福院寺跡に建つ相輪塔の塔身にも刻されているということもあるので、「阿羅波者那」の意味するところは「是滿一切願義」ということに限定されるものではないかも知れない。今後の調査研究に期待するものである。

さらには、「この阿羅波者那」(吉澤敬立)と刻

日心身真言を表わしたものとも考えにくいような気がする。そこで、私は前掲の「金剛頂經瑜伽文殊利菩薩圖」における「阿羅波者那」は満一切願義の語句に、雪峰大覚の「阿羅波者那」塔造立の意味を求めてみたいと思う。

また、「阿羅波者那」の文字が刻まれていた現は牧山鶴峰山長福院寺跡に建つ相輪塔の塔身にも刻されているということもあるので、「阿羅波者那」の意味するところは「是滿一切願義」ということに限定されるものではないかも知れない。今後調査研究に期待するものである。

さるまでも、これまた今後の調査研究に期待するものである。

2 總持寺史の中の雪峰大覚関係資料

「通幻四箇道場の論争と雪峰大覚」
江戸時代中期（元文年間から宝暦年間）

の十七八年にかけて、「通幻四箇道場の論争」の名のもとに曹洞宗未専有の本末争論が起つた。この「通幻四箇道場の論争」は、通幻圓山にかかる妙高庵（本山）、永澤寺（丹波）、聖寧寺（加賀）、龍泉寺（越前）を通幻圓山の四箇道場とするか、それとも興寧寺を除いて、總寧寺（下總）を加えた四箇寺とするかという問題であるが總持寺史（第五卷）では次のように記している。

元文二年（一七三七）、總寧寺において三世（最乗寺山内大禪院開山）大綱明門末から香資を権化するのを以て、下總山王山の東昌寺は大綱明宗の資である春屋宗能七派の中、即座宗覚の道場であるから、享保二十年（一七三五）三月、總寧寺から東昌寺に代僧を使わしたと



る。他の寺にはみなその寺号の肩に本寺附がしてあるのに、東昌寺のみにはそれがなかつた。そこで、東昌寺では本寺報恩院と記入して差し返した。さらに東昌寺は即座宗覚の法眷であつて、やはり春屋宗能七派の一つである大義願の道場である。上州沼田龍院院と話合つて、總寧寺の通達に反対拒絶の行動を併にするに至つた。しかし、東昌寺黙然、龍華院雪峰は總寧寺相手では問題は解決しないと考え、幕府へ提訴しその裁断を仰ぐことになつたのである。この幕府への訴訟文の全文は次のようである。

總寧寺相手東昌寺龍院院話訟証

「東昌寺龍院院より申候者總寧寺ハ桂同和尚江州ニ而總寧寺ヲ開闢開山トナ

ルヨヘ總寧寺ハ通幻和尚道場にてハ無之候其證據ト申ハ通玄子庵大綱春屋之

四人總寧寺ニ住職ト申義不承承候江州

より關東江引移候ト總寧寺寺号ハ桂

立住候僧開山ニ可有之候國之道場ハ

番可相勤筋無御座候只今總寧寺より勤候者桂園山所故勤申候若又在仲間山所美濃天徳寺當ル輪番天徳寺勤る事あたはす候故本寺役として勤候申候得共上より下江輪番勤候例會無御座候元承總寧寺ハ桂堂開山所にて通幻了慶より五代勤請仕・紹熙御座候開山普濟記之趣御立被下候様二願申由御座候
一 上より下江輪番勤候例總寧寺より申候者能州惣持寺・師兄より師弟之子補住仕候例御座候又大綱開山所伊豆國藏春院より大綱之弟子春屋開山所報恩院輪番相勤候是師匠之寺より弟子之寺代勤候總寧寺より弟子之開山所最乗寺・相勤候例同様御座申由候得
共御入御座様ニ風聞仕候
一 聖興寺ト云寺加州ニ無之先年有之候哉様子相知レ不申依之實記之木書ヲ越前龍泉寺取參候由右來次第御裁断も可在之哉
東昌寺黙山・龍華院雪峰の主張するように、この訴状の通りとすれば、當時に總寧寺の原地である江州總寧寺は通幻六世の法孫である桂原佐の道場であつて、桂堂の本師である美濃の天徳寺開山在中宗宥は即庵・天智の法谷であるから、桂堂の道場である總寧寺は東昌寺・龍華院から見えては法孫の寺であり、東昌寺・龍華院は總寧寺に従つては法祖の道場であるから、この上下法統の次第を転倒した様化を受けることがないといふのが、この訴状の要旨である。東昌寺・龍華院の申し立てを系譜に表すと次のようになる。

番可相勤筋無御座候只今總寧寺より勤候者桂園山所故勤申候若又在仲間山所美濃天徳寺當ル輪番天徳寺勤る事あたはす候故本寺役として勤候申候得共上より下江輪番勤候例會無御座候元承總寧寺ハ桂堂開山所にて通幻了慶より五代勤請仕・紹熙御座候開山普濟記之趣御立被下候様二願申由御座候

妙高
木澤
岡山通幻寂裏・最善開山(慈慧明)・大慈開山大綱明空(慈惠)・慈惠(二十五世)

〔總寧開山寺歷宗能・最善(五十七世)
總寧開山天寶慶祖(慈惠・二十五世)
總寧開山即善慶(慈惠・二十五世)
總寧開山實山秀(慈惠・二十五世)

〔總寧開山天寶慶祖(慈惠・二十五世)
總寧開山即善慶(慈惠・二十五世)
總寧開山實山秀(慈惠・二十五世)

一 越前國龍泉寺ハ永承三年江州觀音寺之職主佐々木六角判官氏頼建立シテ通幻和尚ヲ請シテ開山トナス

天寶慶祖(慈惠・二十五世)	天寶慶祖(慈惠・二十五世)
總寧開山天寶慶祖(慈惠・二十五世)	總寧開山天寶慶祖(慈惠・二十五世)
總寧開山即善慶(慈惠・二十五世)	總寧開山即善慶(慈惠・二十五世)

〔總寧開山寺歷宗能・最善(五十七世)
總寧開山天寶慶祖(慈惠・二十五世)
總寧開山即善慶(慈惠・二十五世)
總寧開山實山秀(慈惠・二十五世)

一 越前國龍泉寺ハ永承三年江州觀音寺之職主佐々木六角判官氏頼建立シテ通幻和尚ヲ請シテ開山トナス

の書き出しで始まる答申書を幕府に差し出したのである。

この總寧寺の弁明書に対し、栗山泰音師は「總持寺史」において文献に記された總寧寺の寺号の初出年代を考察して、次のように述べられている。

「通幻四箇道場として何が妙高・永

寺・龍泉寺の左近寺として何が質問はないが、その異論の争点となる加賀の聖

興寺と近江の總寧寺は資料としての文献何が古いか、正しいかということについては、先ず聖興寺のことは「普濟錄」に「蓋・幻祖・有四箇道場・聖興是其一

・而為近畿地」とあることを引いて、聖

興寺の古さと、正さとを述べておられる。

これに對して、總寧寺の主張は、普濟錄

は元禄年間の版行によるものであるから、

正さのよりどころとするには適しないとい

う。しかし、普濟錄は、まだ四箇道場論の起らざる前、すなわち天正年間に普

濟派の傑出能州長崎寺開山大通主徐の手

澤本(前人がくり返して読んで、手紙の

ついた本あるいは書い入れ等の所蔵本が伝わっている。このことから栗山師は、天

正年間に對して總寧寺の寺号を僕つて、

えで通幻を開山とする理由はないし、

この系譜が史実であれば、總寧寺は正宗與被書上二付御断御願申上候御事」という願書が差し出されている(全文は總持寺史・第三篇第二章第三節参照)。この願書の題旨は、總寧寺は東昌寺・龍華院と同様に開山の寺である。總寧寺と東昌寺・龍華院との本末關係の問題としながら、開三利の首座であった總寧寺の通幻正開と正開九說を否定しているのである。

ともあれ、幕府はこの論争に決着をつけるべく、参考として寺社奉行 大岡越前守の名をもつて、本山總持寺へ、この論議に関する是非を問い合わせたので、總持寺でもこれに答えるに先立つて、当の相手方である總寧寺へ通幻正開説を立証

するように尋問書を発したのである。これに對して、總寧寺の主張は從来と異なるところはなかったのである。幕府でも、さらに相手方總寧寺に対してその由來を改めて尋問することになった。

そこで、總持寺は總寧寺の答申を根拠

として、幕府へ通幻の四箇道場は妙高・永澤寺・龍泉寺・總寧寺であるとの答申を差し出すことになった。幕府でも、さ

るに相手方總寧寺に對してその由來を改めて尋問することになった。

「通幻四箇道場の論争」が起るにあたり、幕府の黙山・雪峰に対する処罰が解かれる前年の貞保三年(一七四三)には、

丹波國永澤寺ハ細川氏建立通幻和尚

さらに通幻語録には太山如幻を華興寺二世としての法語もあると記しておられる。

これに対して、總寧寺の寺号が文献の上ではじめて頗るるのは、通幻寂後およそ百十余年の永正元年（一五〇四）に通幻七世の孫天安原訓が最乗寺四十五世と

転住したときに初めてみる寺号である。總寧寺の寺号は永正以前には本山の古文書、古記録はもちろん、總寧寺が開山とする通幻伝にも、一世とする了菴伝

にも三世とする大綱伝にも、以ト春風在仲の両伝にちかつて總寧寺の寺号は顯れてはいらないのである。さらに了菴師は總寧寺で主張する通幻四箇道場の根据としている明徳元年（一三九四）十二月二十五日の「通幻和尚遺文」についても、默山・雪峰がこの遺文は寛永元年（一六一四）に總寧寺開基良尊が最乗六十三世義安寿孝の代勅として最乗寺に輸住したとき、同寺の古帳を改調すると同時に偽作したものであるとの主張を取り上げてゐる。山師は、佐々木氏頼の江州總寧寺開基説にも疑問を呈し、總寧寺主張には多くの難点があると指摘している。

その一つに、応永元年（一三九四）了菴が最乗寺に移った後の總寧寺は大綱明宗が直ちにその三世を嗣がなくてはならないのに、大綱明宗が了菴に嗣法したのは応永十四年（一四〇七）に五才の時の事であるから、これより十三年前に未嗣法の大綱明宗が總寧寺三世となるいわれがないと、默山・雪峰の總寧寺否定説と同じ推論を下している。

出した弁明書には重大な矛盾が含まれてゐるのである。

幕府は、總寧寺の口上書に対し、本末異論の訴訟を起した一人である上州龍華院雪峰に対してその正否を改めて

間へ正したのである。それに対して雪峰は次のような答申書を差し出し、總寧寺と總寧寺との本末關係を否定することにならぬのである。

此度從總寧寺口上書を以本末異論之御御願被申上候ニ付御院へ返答可仕旨被仰渡候即乍還逐一御答申上候事

一 世上野國田沼華院儀 捷寺四代春屋七人之弟子五代目天我開山所

と云々

奉御答申上候大綱春屋之兩師總寧寺住職ハ無御座候大綱之嗣法者庵和尚最乘寺開闢より十四年已後ニ御座候春屋之嗣法大綱大慈院開闢より

依の龍華院儀者住持父代之御請首座共二近年迄無斷絕據寺より指圖相請來候

奉御答候大綱院方より總寧寺交代之仕候無御座候若左様之先例御候ハ總寧寺御守候先方其分ニ可司被指置様無之候若或ハ御院先代之内萬一左様成儀仕候ハ、法外之至リ御役柄

と申正統之節目を以テ口及候とも御改可被下候之處却、取納本末之證二被申立候事難得其意奉存候但派頭事故交代之節以使僧相届ケ來り

據相成御座候ハ、法外之至リ御役柄

支株二刻年何歳と委被記置候得共總寧寺二住職之儀曾無御座候然能院開山以來師父春屋一日仕職不被致總寧寺可段末節無御座候

被致總寧寺可段末節無御座候

州曾我等土寺廢墳之後天寶派より中興仕候故天寶派属有之候其節吟味

無之總寧寺より天寶派ノ本末書上被申候所萬治年中之頃亦御吟味之上最乘寺ニ御被御付候其外寛永以後

法正統之通り御吟味之上御改正被仰付寺院數多御座候尋之上可申上候

依の龍華院儀者住持父代之御請首座共二近年迄無断絶據寺より指圖相請來候

奉御答候大綱院方より總寧寺交代之仕候無御座候若左様之先例御候ハ總寧寺御守候先方其分ニ可司被指置様無之候若或ハ御院先代之内萬一左様成儀仕候ハ、法外之至リ御役柄

と申正統之節目を以テ口及候とも御改可被下候之處却、取納本末之證二被申立候事難得其意奉存候但派頭事故交代之節以使僧相届ケ來り

據相成御座候ハ、法外之至リ御役柄

支株二刻年何歳と委被記置候得共總寧寺二住職之儀曾無御座候然能院開山以來師父春屋一日仕職不被致總寧寺可段末節無御座候

被致總寧寺可段末節無御座候

據相成御座候ハ、法外之至リ御役柄

支株二刻年何歳と委被記置候得共總寧寺二住職之儀曾無御座候然能院開山以來師父春屋一日仕職不被致總寧寺可段末節無御座候

被致總寧寺可段末節無御座候

據相成御座候ハ、法外之至リ御役柄

支株二刻年何歳と委被記置候得共總寧寺二住職之儀曾無御座候然能院開山以來師父春屋一日仕職不被致總寧寺可段末節無御座候

被致總寧寺可段末節無御座候

據相成御座候ハ、法外之至リ御役柄

支株二刻年何歳と委被記置候得共總寧寺二住職之儀曾無御座候然能院開山以來師父春屋一日仕職不被致總寧寺可段末節無御座候

被致總寧寺可段末節無御座候

候其外御役寺御座候問何ニ御指圖相會不申候

然處ニ享保二年御朱印御改之節相州最乘寺本末書上候と云々

奉御答候相州最乘寺本末書上候ニ付其節初本末却印申候者總寧寺

相州總寧寺總東昌豆足州春院寺を各寺致開闢仕候得師父春屋在寺報恩院を

寺報恩院を直乗最乘寺と被致證帶

御座候然龍華院開山已來法系筋目之通り本寺最乘寺と相守享保二年

御朱印奉願上候節願書年目錄關本

最乘寺本末書上御吟味之上昇加二相

叶御印頂戴仕候右之筋目御座

候得其節初本末却仕候儀二八

御座候宗孝快兩丈交持無之

儀被書上此儀三ヶ寺披露後之事

叶御印頂戴仕候右之筋目御座

之儀哉先年八大綱派放何事先ツ總寧寺江相届ケ後ニ兩寺江罷越し候近

總寧寺故總寧寺相届次兩寺江罷越

候此儀先達宗孝方龍種寺被申渡

候由御座候法系當不當之儀別不及

申上と奉存御願堅奉御候

儀。前段申上候得共尚又古證今例を
以申上候前證泉寺住最乘寺等代
爲門相勸候是開山已來法系正統之
通其上龍華院權越宗門帳古來より最
乘寺末と書上來候被是最乘寺末由緒
顯然御座候入院交代之儀本山輪番
之地。猶院不關名々寺例之通り相
勸中候七派之寺院交代等總寧寺頤
來候寺院總寧寺吟味可被成插院格
別他之際相成可中様無御座候奉存
候宗門之矩例被申上候乍憚申上度
奉存候大慈院大綱報恩院奉存兩之年
何忌相當候迹末山之勸化等最乘寺
一日も往職無之極寧寺より三代大綱
忌當何年四代春屋忌當何年と勸化帳
而私意を以被指出其寺々より勸物院
形請取受納被申候。宗門之非例不過
之奉存其上來歲子ノ八月より總寧寺
「相當本庵住持。十二派同格在仲派之
役御座候所御役之權威を以十二
派門首其外山迄勸物印形請取受納被
候故以非理之至と諸派門下之
寺院立事御候比儀十二派の諸
寺院御候被違候得分明二御座候少
も相違之候者不申上候
前以龍慶寺大中寺江及相談候處と云
云

奉御答候去皮年柄院御兩寺より御呼
出被來候故大中寺會席廣源寺住最乘
上候。先達賜付指上候通り本寺爲最
乘寺之證據開山已來法系之筋曰其
上御代様御朱印御書持之節年目
錄。最乘寺末。書上申候儀本末之證據
と存候由申候得。大中寺被申候。何方

を致本寺候。同前。候問總寧寺之未二
屬候様。之被申候得。總寧院山已來
之本寺第一。御朱印頂戴之節書上申
候。大切。奉存候故心不仕候旨申
上候以後病氣保養御願仕御暇申請
國本に罷歸り候。右之通龍華院住我本寺
相候事。御座候我意本寺相改候事と
云々。奉御答候寛永年中本末御改之節大綱
十二派共本末相機と被申上候右依
法系正統御吟味御改正被仰付候儀最
初十三寺之儀を以申上間候具節之御
帳而總寧寺より如何様。御書上被成
候乎不存御寺先住共定之本寺附法系
之通りとト御書上其諱頭不存總
寧寺へ賜とト御書上其諱頭不存總
寧寺院者娘兩院住。退院者帳と各
哲月江四哲綱權十六派之諸師一循一
十四回之往番被逐相談則皆々合頭之
上報恩院住最初人院着帳之例を以本
庵住。入院者娘兩院住。退院者帳と各
別被相定殊本庵西牌連續之儀も其
被相機候本庵住帳。文明六年龍華
院天寶院住正年號宇致年號主天致申
前後次第被相定之住往。兩林寺
八派院十四代泰山代寛永年より二
十六年日明暦四年庚戌總寧寺光祐宗派
改之節被遺猶候曲先年御公儀差
上候旨共本末被先住不吟味。宗派混
亂之間御訴忿申上可相改と存候之由
御座候付先住泰山天寶下四派
之門首三田清源院其龍華院本寺御
上候所何之相違。不被申請取受置
剩至末代天寶一派不殘龍華院共。清
源院門下と被成總寧寺木下。附候様
二明暦之示。御詔相授總寧寺被廢置候
ケ様成事共今般龍華院總寧寺不屬
檢證と奉存候。

既二五派門之內中州興因寺信州定
津派本異派云々。
奉御答候因守定津院之儀被申上候
御役之存忘無覺奉存候畢竟總
寧寺在仲派之門被相動大綱派ノ表
役二被存候故之儀。御座候乍憚奉申

上候最乘寺本庵住番總寧寺相勸被申
候。正住三代報恩院春屋康正西子
年三月十九日遷化之節遭命。在仲安
叟即安貢山天寶月憲寧叟之七世寺
兼帶之報恩院住三回目輪番被致候內
文明六年龍華院天寶三四回目輪番
住之猶體寺安叟と被申合濃州天德
寺在仲を被爲請三四年之間召實下五
哲月江四哲綱權十六派之諸師一循一
十四回之往番被逐相談則皆々合頭之
上報恩院住最初人院着帳之例を以本
庵住。入院者娘兩院住。退院者帳と各
別被相定殊本庵西牌連續之儀も其
被相機候本庵住帳。文明六年龍華
院天寶院住正年號宇致年號主天致申
前後次第被相定之住往。兩林寺
八派院十四代泰山代寛永年より二
十六年日明暦四年庚戌總寧寺光祐宗派
改之節被遺猶候曲先年御公儀差
上候旨共本末被先住不吟味。宗派混
亂之間御訴忿申上可相改と存候之由
御座候付先住泰山天寶下四派
之門首三田清源院其龍華院本寺御
上候所何之相違。不被申請取受置
剩至末代天寶一派不殘龍華院共。清
源院門下と被成總寧寺木下。附候様
二明暦之示。御詔相授總寧寺被廢置候
ケ様成事共今般龍華院總寧寺不屬
檢證と奉存候。

御座候。之被申候所御役事。無御座候
役被存候故國寺定津院を御改正
哉御吟味之上と被申上候龍華院天寶
之御制之書。明暦十年改本庵住
天德寺より被相動當時總寧寺相勸被
申候安豐派。保善院天寶被相動當時
小原海藏寺相勸被申候天寶。乘
其外末山役二相動役表と申。中無御
座候故。之被申候所御役事。無御座候
役被存候故國寺定津院を御改正
哉御吟味之上と被申上候龍華院天寶
之御制之書。明暦十年改本庵住
後承正二年延承寺衣鉢闍總寧寺
州権判と御座候次二在仲和尚從安
叟和尚當山輪住相談定之尊書也と被
記置候右之文言未守。本山弟子等不
及異議と相定被置候。本庵住直導場
云々。

奉御答候龍華院銀根元最乘寺末寺
御座候。之被申候所御役事。無御座候
役被存候故國寺定津院を御改正
哉御吟味之上と被申上候龍華院天寶

*寶德三年末年最乘寺大同院御制之書
後承正二年延承寺衣鉢闍總寧寺

者銀七派交代輪番之地と雖成候故
最乘寺本庵住帳。寛正元年より文明

十年迄御制之次第御制之書。御制之書
報恩院を鑑取被八月在仲相渡し

候從此文明十年迄二十三年之間院人

史即庵之三師。二被爲配候。康正二年
三四年之子丑寅被合之文明六年甲午

年報恩院住龍華院天寶三四回入院着

帳之年號支干共二本施住帳(二被記次下四五年之間)次第計被記置候其證據安史より在候。被道書状于時文明十戌年六月十七日と御座候此儀前段委申上置候通り龍華院最乗寺木無紛萬説御座候上件之趣此度任仰付施院法系本末之筋御請申上候此上幾重(ノ)御奉行所之弱慈悲を以御吟味之上彌々龍華院本寺爲最乘寺開山已來師資法系之通本末無妨相守候様被爲仰付被下置候ハ、通法之厚恩難有仕合奉存候御尋之上可申上候以上

(龍華院文書)
以上の各資料および栗山良音師の考案によつて、黒山・雪峰の主張が正しいことは肯定されるのであるが、幕府の裁断は黒山・雪峰には厳しいものであつた。すなわち、幕府ではこの重大な本末事件も訴訟の原告である東昌寺(黒山)、龍華院(雪峰)その他能守寺のいうことにのみを頼らず、ひたすら總寧寺の主張と本山總持寺の答申によって、延享元年(七四四)に原告の申し立ては成立しないことを申し渡し、總寧寺の勝訴となつて決着をみたのである。

しかし、ここで總寧寺と龍華院との通幻閣間に開く事、總寧寺と東昌寺、龍華院との本末關係の争議は終つたのでない。幕府による裁断によつて敗訴になった黒山・雪峰は、それでは訴訟の目的である本末法系の筋目が立たないとして、幕府の裁断に服しなかつたのである。嘆を思つとき、そのままで済まされず、幕府はその權威にかけても両者の行動を許すことはできなかつた。そこで、幕府

は公儀の裁断に服せざるは不届きなりとし、ついに両名を脱衣放逐の重刑に処したのである。この裁断に対する黒山、雪峰の請書は次のようである。

拙社儀國府齋院總寧寺^ノ本末出入有

之段々御吟味之上今日大岡越前守様内寄合御列席^ノ双方被召出拂寺申

立候毎々難相立儀ニ付七派^ノ同總

寧寺木寺ニ被仰付候處總寧寺木寺

ニ被仰付候^ノ法系相立不申候由□□

申上御裁許狀御請不申上邊忤世不屈

ニ付御追放候仰付武藏山城攝津和

泉大和肥前東海道脇木曾路轄野口

光道中甲斐駿河下總右京の御構之場

所堅々併付御間鋪候仰付御構之

場所御書付御謹成被^ノ仰渡候應奉

畏候若相背候ハ、此上何分之御科^ノ

可被仰付候爲後說仍如件

石巻市に伝わる「裸雪峰」の出来は実

に、この通幻四箇道場の論争に端を発し

ているものであり、雪峰は輕妙滑諳の僧

にみられ、ひたすら總寧寺の主張

と本山總持寺の答申によって、延享元年

(七四四)に原告の申し立ては成立し

ないことを申し渡し、總寧寺の勝訴となつて決着をみたのである。

しかし、ここで總寧寺と龍華院との通

幻閣間に開く事、總寧寺と東昌寺、

龍華院との本末關係の争議は終つたので

ない。幕府による裁断によつて敗訴ではない。幕府の裁断によつて敗訴とされた黒山・雪峰は、それでは訴訟の目的である本末法系の筋目が立たないとして、幕府の裁断に服しなかつたのである。嘆を思つとき、そのままでは済まされず、幕府はその權威にかけても両者の行動を許すことはできなかつた。そこで、幕府

山總持寺の出府を要請し、その意向を聞くことになった。そこで本山總持寺では通幻の派頭である妙高庵大同、その貢献芳院並びに役局は、宝曆二年(七五二)六月晦日江戸表に出府し、幕府と

(黒山元森 略年譜)

天和二年(一六八二)

黒山和尚 名は元森 羽州増田

(現秋田県平鹿郡増田町)に生まれる。

父は林氏、母は熊谷氏。師はその第

二子。幼年より端嚴寡默にして群童

と異なるところがあつたので、那人これを異とし凡見てないといつた。

元禄五年(一六九二・十才)

増田山満福寺に遊び、仏像の崇高なるお姿を拜し、恍然として出家の

志を決した。

最終の決断を迫られたことになつた幕

府は、總寧寺の本末關係は、從来の通り

とし、東昌寺、龍華院の法系も成り立つ

よくな哉許状を作成し、ここに龍隱寺に

よる延宝の掲訴より、およそ八十年の長

きにわたる「通幻四箇道場の論争」は終

結し、黒山・雪峰も脱衣放逐を許される

ことになつたのである。時に宝曆三年(七五三)の春であった。

3 東昌寺黒山元森について

(通幻四箇道場の論争)において、雪

の弟子たちは、この解府の片手落な裁

断はあまりにも道政理不尽なることであ

るとして、その後も引き続き条理をつく

して幾度か自安和相に訴え喚願に及んだ

のである。彼によつて總持寺史第三篇

宝永三年(一七〇六・二十四才)

天竜寺受和尚の室に入つて大戒を

受けた。受和尚のすすめにより、

下總國幸手の東昌寺の隠和尚の教

えを受ける。

正徳二年(一七一二・三十才)

薬峰に山中祖を拝し、東昌寺に帰つて隱之和尚の安否を問う。正徳五年（一七一五・三十三才）

隱之和尚、師を抜擢して版首となし、後法衣を付して法燈とした。

享保元年（一七一六・三十六才）

郷里畠田に帰省して、林峰和尚の塔に厚く供養する。郷里の僧俗、師のために協力し、善華山福藏院を創建。師、隱之和尚を請い、開山始祖となし、自らは第二代となる。

享保六年（一七二一・三十九才）父逝去。五月奉勅永平に瑞世し上京。福達野山・金峰山・伊勢の大廟に遁つて神藏菴に帰る。

享保十四年（一七二九・四十七才）隠之和尚不穀。葬儀万端のことにあたり、その分骨を神藏菴に奉安す。

享保十五年（一七三〇・四十八才）隠之和尚の肖像を彫刻せしめ、潭藏菴に奉安。増田山満福寺開山堂に現存する。

享保二十年（一七三五・五十三才）弟子の披雲、勝村騎西の齊藤氏徹之居士の協力により、鶴足山加葉院を開建。黒山元蘿師を請ひ、開山第一祖とし、官の許可を得て美濃光明山阿弥陀寺の支院とする。この秋、黙山師入菴して天王峰と号す。

元文四年（一七三九・五十七才）秋、東昌寺に帰山。寛保二年（一七四二・六十才）下總總寧寺より法系のことについて官に訴えられた。師、始めはこれ

寛保三年（一七四三・六十一才）

法系の論が再燃。師、放逐するに忍びず、出府して芝に居を定めて訴訟の局に当る。

延享元年（一七四四・六十二才）指日本光輝師が道教經論を出版するに当り、わざわざその序文を執筆。

法系の訴訟ますず複雑になり、大岡前守の裁きをもつてしても、如何ともしながたく、ついに師の敗訴となり追放の処分となる。弟子本応等のすすめにより、伊勢國霧立村水明山長樂寺に幽棲することになり、開山第一祖となる。

宝曆二年（一七四九・六十七才）鉢陳錦集を撰じて衆に示す。

四年（一七五四・七十二才）弟子本応、宝輪等多年にわたり江戸に往復し、幕府に師の放免を願つていたが、この年幕府の閣老本多忠

務公朝に上書し、ついに自由の身となる。延享元年の追放より十有一年にして加賀に帰る。

宝曆十三年（一七六三・八十一才）總持寺に上書し、ついに自由の身となる。この年、總持寺には黒山元蘿の入内を表すことをとして、つぎのようないニビソードを載せてある。

總持寺には黒山元蘿の入内を表すことをとして、つぎのようないニビソードを載せてある。

寶曆十三年（一七六三・八十一才）野州宗源寺坐擁和尚の摂理により宗觀、密藏、正泉の三寺において戒会を開く。時に羽州米沢の近郷千眼寺の王宥和尚、あらかじめ冬の各の制約安居を懇請したので、これを承諾。

その後、微恙があつたが衆の心をよしめた。未期の教説をなさむと干性性格の人であり、その追放赦免の後は美濃に居り、また武州大輪に龍華山加葉院を開建して、これが開山となったが、四箇道場論争で血闘した雪峰大覺との友好を益々深め、雪峰大覺の住む山地であつた沼田加賀佛山龍華院の山号等号を転用し、山元蘿と名付けたところに、黒山元蘿の面目躍如、まことに美しき友誼を見れる」と記している。

右の年譜には總持寺史に記載されている「通幻四箇道場の論争」のことは表れていない。この本末論争については

寛保三年（一七四三）法系の論が再燃したので江戸に出て、芝に居を定めて訴訟の局に当る。

寛保二年（一七四二）下總總寧寺より法系のことについて

官に訴えられたがこれを黙殺。

寛保二年（一七四二・六十才）下總總寧寺より法系のことについて

官に訴えられたがこれを黙殺。

4 下總總寧寺のこと

下總安國山總寧寺について、總寧寺門前の説明板によると、

（總寧寺はもと、近江國觀音寺の城主佐々木氏頼により、永徳三年（一一八三）通幻禪師を開山として、近江國佐根庄野原郷（滋賀県坂田郡近江町）に建立された曹洞宗の寺院であつた。ところが、天正三年（一五七五）に至つて小田原城主北条氏政が寺領二十石を与えて下總國開宿（千葉県開宿町）に移した。

その後、開宿の地はしばしば水害を被つたため、寛文二年（一六六二）に遂に徳川四代将軍家綱に願つて国府台百二十八石五千斗余、山林七千余坪を与えている。この年には本末論争、道故、赦免という事実關係は記されてゐるのであるが、總持寺史とは年代的にも合わないところがある。今後の研究課題である。

總持寺史には黒山元蘿の入内を表すことをとして、つぎのようないニビソードを載せてある。

黒山元蘿は性來、和順温厚の中にも名分を重んずるの念深く、ことに友直に厚い性格の人であり、その追放赦免の後は美濃に居り、また武州大輪に龍華山加葉院を開建して、これが開山となったが、

しかも、一世の大僧頭を任せたのである。

しかし、一世の大僧頭は十万石大名の極式を以て遇せられ、江戸・小石川の邸が与えられた。總寧寺の格式の高さは今日に残る馬鹿によつても分かる。・・・・・（後略）としている。

この説明板によると、通幻寂羅によつて永徳二年に近江國佐根庄野原郷に建立されたとする。それが下總國開宿にて、現在地國府台水害の難を避けるために、移つたとする。この總寧寺の近江國から下總國開宿へ、そして、國府台といふ

経緯は肯定されるべきものであろうか。

このことについて秋原龍夫は、「著名禅宗寺院の説とその解明」下巻總寧寺と下野大寺の場合において種々検討を加えているので、その概略を紹介して置く。

秋原は日本社寺大觀によつて、總寧寺が國府台に建つたのは寛文三年であつて、それ以前は下總國開宿城下の内町にあつたのであり、それもまた元和三年以後のことであつて、それ以前は開宿の宇和田今の臨川庵の地)にあつたとする。しかも、はじめから閑宿に建てられたものではなく、天正三年、北条氏政が他地から移建したものであるとしている。秋原のこのまでの記述は細かいことを除いて是の説明板とは同じである。しかし、秋原は、この北条氏政が他地からここに移建したということに次のような疑問を呈している。

すなわち、他地とはどこか。その点がすこぶるあいまいで、近江國からいうのがふつうであるが、氏政、近江國とは、當時直接の交渉はなかつたであろうから、この辺の事情がばかされて伝えられたのちがないと、總寧寺近江國建立を疑問視している。それでは、氏政と總寧寺との接点はないのか。秋原の論文を離れて少しこのことを探つてみることにする。それはおそらく第二次の國府台の戦りに求めることは出来るようである。すなわち、永禄七年(一五六四)正月の北条氏康(氏政の父)と里見義弘(の合戦で、里見氏は宿侍上總勝浦の正木時忠らの反乱によつて苦況に立たされ貶めに向かう。一方、北条氏はこの合戦を契機として閑

東の大半を制圧することになる。氏政はこの合戦に先立つ、永禄二年(一五六九)十二月に父氏康から家督を譲られていた。この第二次の國府台の戦いによって、この地域の支配権が里見氏から北条氏に移つたので、總寧寺も北条氏との強いつながりを示すために、近江國總寧寺創建、そして氏政の下總開宿への移転ということが組み立てられたのではないか。しかばね、總寧寺の通幻寂雲開山、近江國創建ということは、事実として認められるべきものであろうか。このことについて秋原は次のように論を展開する。

總寧寺は唐洞宗通幻派に属する。通幻派は南北朝期に出了通幻寂雲の系統のこととで、通幻の高弟了庵慧明がはやく相模國に入つて、最乗寺(大雄山)を開いたことから開東に急速に教導を伸ばしていく。その結果、開東における通幻派寺院はおびただしい数に上がることになる。

總寧寺が總寧寺になれたのもこのようないえなし、実は通幻伝については、かくして、兩者の通幻伝を比較検討するところである。そこで秋原は總寧寺の方が規模がずっと大きいことを考へると、ルーツだともいえないし、実は通幻伝については、かくして正確になつてゐると考へられるところである。通幻寂雲自身は、開東には来なかつたといふ。しかしながら、通幻の養成した弟子たちと、その住した寺院とから開東に進出する素地が形づくられたといふことである。

通幻が開いた寺の星を残すといわれている。こゝから總寧寺の寺伝は通幻その人が閑宿であると伝えてくることになるようである。これによつて、總寧寺を通幻によって、永澤寺、龍泉寺、總寧寺の三か寺を上げるのに対し、總寧寺が永澤寺、龍泉寺しか挙げていないのも意味がある。雪峰は、このような状況にあるときにかかわらず、總寧寺が通幻によつて近江に開かれたとする説は、早くから存在していることにも着目し、それについても分析を試みていく。しかし、一向に總寧寺治革の実相を明かにすることが出来なかつたと文を結んでいる。

いという。元禄六年(一六九三)白澄の「總寧寺」を開いたと記すのに対し、通幻が十二月に父氏康から家督を譲られていたとみられるから、この第二次の國府台の戦いによって、この地域の支配権が里見氏から北条氏に移つたので、總寧寺も北条氏との強いつながりを示すために、近江國總寧寺創建、そして氏政の下總開宿への移転ということが組み立てられたのではないか。しかばね、總寧寺の通幻寂雲開山、近江國創建ということは、事実として認められるべきものであろうか。このことについて秋原は次のように論を展開する。

總寧寺は唐洞宗通幻派に属する。通幻派は南北朝期に出了通幻寂雲の系統のこととで、通幻の高弟了庵慧明がはやく相模國に入つて、最乗寺(大雄山)を開いたことから開東に急速に教導を伸ばしていく。その結果、開東における通幻派寺院はおびただしい数に上がることになる。

總寧寺が總寧寺になれたのもこのようないえなし、実は通幻伝については、かくして、兩者の通幻伝を比較検討するところである。そこで秋原は總寧寺の方が規模がずっと大きいことを考へると、ルーツだともいえないし、実は通幻伝については、かくして正確になつてゐると考へられるところである。通幻寂雲自身は、開東には来なかつたといふ。しかしながら、通幻の養成した弟子たちと、その住した寺院とから開東に進出する素地が形づくられたといふことである。

ささらに秋原は、この状況にあるときにかかわらず、總寧寺が通幻によつて近江に開かれたとする説は、早くから存在していることにも着目し、それについても分析を試みていく。しかし、一向に總寧寺治革の実相を明かにすることが出来なかつたと文を結んでいる。

書名	出身	系譜	来示対
石巻市史	唐の人	石巻で生涯を終えるような記述	宝曆10年12月
仙台人名大辞書	常陸の人	上州迦葉山→永巣寺八世	宝曆10年8月
近道總	高目寺	徳島貞良の法嗣。西朝悟徹に嗣ぐ永巣寺八世・迦葉院二十四世	昌寿不明
總	奥州石巻	永巣寺七世→迦葉院二十四世→(脱衣追迹)→石巻	記載なし

らであるのか判然としないところがある。

私は、今回の雪峰庵跡の石碑調査をふまえて、雪峰の足跡を、一応次のようにまとめた。

雪峰庵跡に、「正法二十五世 當庵開山悟融良体大和尚塔」なる石碑(?)が現存する。「正法」は岩手県水沢市黒石町にある大梅拵華山正法寺で、通称、奥の正法寺といわれ、元和元年(二六・五)、宗門法度が定められるまで、越前永平寺、能登總持寺と並んで洞圓宗第三の本寺であり、現在は修業館の専門僧堂として、東北地方曹洞宗の中心的な古刹である。「當庵」は私たちが「雪峰庵跡」といってはいるが、その由來である所であらう。ところが、私たちが、從来から「雪峰庵」と呼んできたこの庵は、拓本(33)の「觀音普薩塔」に「禪道庵主 雪峰敬立」と刻されていることから、「雪峰庵」は元来「禪道庵」であった可能性が高い。

時代の曹洞宗の高僧大和尚塔の開基は、それとも總持寺史の記すように奥州石巻なのだろうか。仙台人名大辞書の常陸の人とする論据は知るべくもないが、私は總持寺史のいう、「雪峰の出身は奥州石巻永巣寺であつて、・・・」といふことにいくばくかの信憑性が有るのではないかと考へてゐる。ただし、この記述で問題となるのは、「出自は石巻永巣寺」としているところである。總持寺史の著者栗山氏は、「雪峰大覚は石巻の生まれであると言つてゐるのか、あるいは單に、石巻の永巣寺の出身であるといつてゐるのか、この記述からはじま

年間七月廿日」とある。

以上の資料をふまえて、雪峰大覚の系譜を整理すると次のようになります。

6. むすび

しなければならないことが多い。

雪峰庵跡の石碑調査を通して、裸雪峰の由来と雪峰庵跡の概要を知ることはできた。それと同時に、石巻市内には永巣寺をはじめ龜井久六石材店等に雪峰大覚大風林休石に享保八年被を開山として揮道施を開き、雪峰大覚がその禪道庵を守ることになった。ここで雪峰大覚は中央の墳丘に建立した「道元大和尚塔」を中心にして、五十七佛他中国の禪僧の塔及び徹通義介、猿山紹隆の塔をふくむ七十基余の石塔を造り、修業に励んだのである。かくして立っているうちにも、乞われて菩提樹をはじめ龜井久六石材店等に雪峰大覚の作成にかかる不動明王、恵比寿、大黒の仏像が確認されたりしている。このようにして石巻市内では雪峰大覚の足跡を探ることができる。しかし、なんどいつても雪峰大覚研究の拠点は、雪峰庵跡の石碑群であろう。

ところが、博士研究の一級資料と目されるこの石碑群の保存状況は決して良好でないとはい難い。中央の「道元大和尚塔」は頽ぎ、その他の石碑は剥出しのまま倒伏状態になつてゐる。戦後の混亂期をくぐりぬけ、おおきく散逸することもさなかつたので、脱衣追迹で遭難される事になる。追放後の雪峰大覚は、永巣寺七世利東普界に招かれて永巣寺八世として、郷里石巻で布教に当り、宝曆十一年八月二十一日九世天外別傳とともに示寂する。世寿不明。

この雪峰大覚の系譜は、今回の雪峰庵跡の調査で判明した資料の基礎に組み立ててみた試験である。一つの道筋を示すことは出来たと思うが、元和年間に雪峰によつて造立されたと思われる石碑の検討、あるいは石巻市周辺に残されている

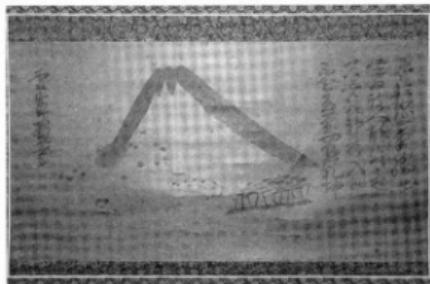
* 調査に際して教示いただいた方々
(敬称略)
・石巻永巣寺 大岳素雄
・石川県總持寺祖院 丹羽徵象
・岐阜市阿佐陀寺 長宗顯郎
・群馬県沼田市迦葉山龍華院 羽仁素道

- *
 千葉県市川市總寧寺
 石巻市大瓜字井内 龜井久八石材店
 参考文献

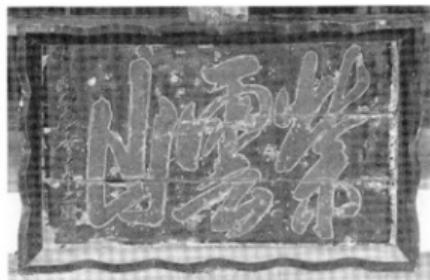
- ・石巻市史 第二卷
- ・總持寺史 (總持寺祖院学頭 丹羽敬象師より本末論争のコピーを贈られる)
- ・仙台人名大辞書
- ・近世高僧遺墨目録
- ・萩原龍夫
 (著名禪宗寺院の説とその解説
 (下總寧寺と下野大中寺の場合)
 『日本歴史』)



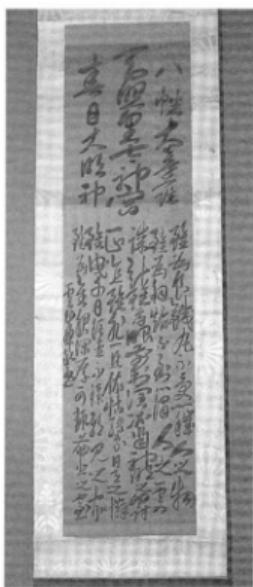
雪峰庵跡



井内・龜井石材店蔵



浜谷町光明寺山門



井内・亀井石材店蔵



井内・亀井石材店蔵



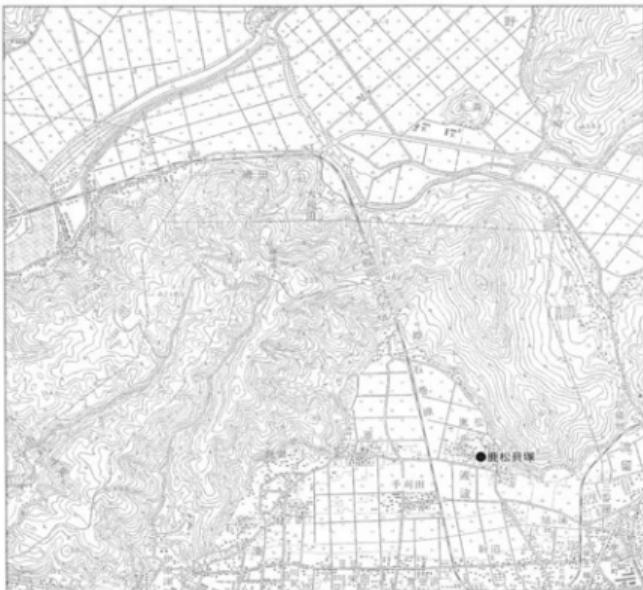
大瓜・遠山省一氏蔵



石巻市・寿福吉蔵

平成八年度

鹿松貝塚発掘調査報告



第1図 鹿松貝塚の位置

I 調査実施要綱

- ・ 通路所在地
石巻市渡波字鹿松地内

- ・ 調査対象面積
五〇〇坪

- ・ 調査期間
平成八年九月九日～十二月二十日

- ・ 調査主体
石巻市教育委員会

- ・ 調査担当者
石巻市教育委員会
社会教育課・文化係主事

- ・ 調査参加者
阿部 篤
相沢 敏郎
西條 芳子
古沢 亜希子
雁部 和夫
高橋 良海

II 鹿松貝塚について

鹿松貝塚は、石巻市渡波字鹿松地内にある通路で、現在地表に現れているのを確認できる。過去に調査が行われたことがあるが、明確な遺構等は確認できず詳細は不明であった。

今回は、市道改良工事にともなって約五百坪を調査した。

III 調査の概要

発見された遺構・遺物

堅穴住居としては、堅穴住居二棟、貝塚などがある。

今回の発見された遺構・遺物としては、堅穴住居六棟であるが、一棟は四本の柱をもち、周りに土留めの板等を留めた杭の跡と考えられる小規模の柱穴を認められた。

IV まとめ

今回の調査で、古墳時代前期の住居跡がこの地域で始めて見つかり、この時代人々の生活圏の広がりを考える上で貴重な手掛かりを得ることができた。また、鹿松貝塚の貝塚は自然にできたものではなく、比較的新しい時代に人工的に作られた可能性が強くなつた。



図2 鹿松貝塚発掘調査地点

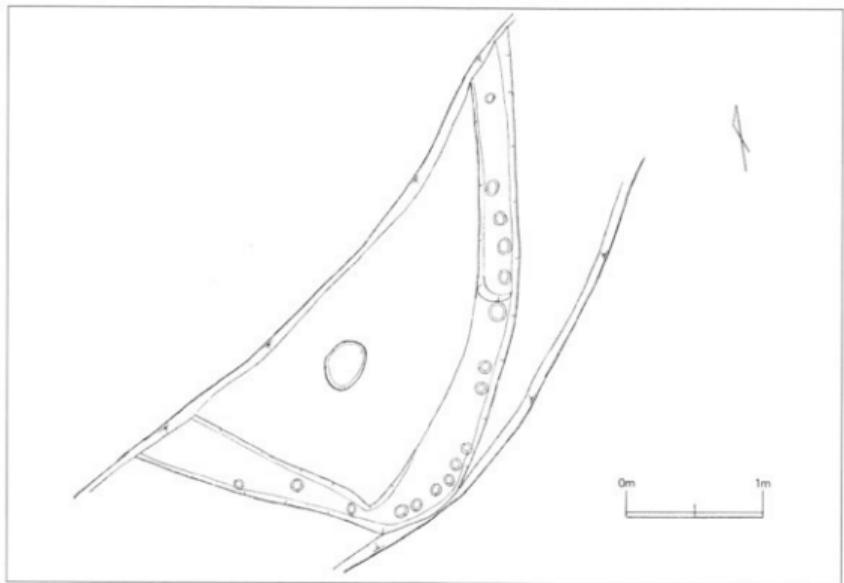


図3 窪穴住居跡平面図



住居跡



調査前風景 1



土錘出土状況



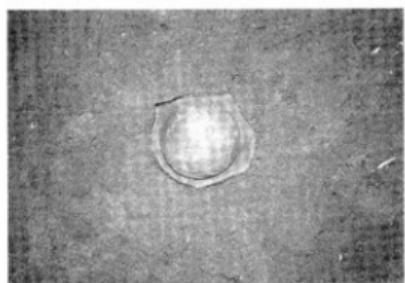
調査前風景 2



蓋出土状況



貝塚検出状況



鉢出土状況



住居跡遺物出土状況

平成八年度

新山崎遺跡発掘調査の概要

A 地点

I 調査実施要綱

【遺跡の所在地】

石巻市蛇田字新山崎地内

【調査対象面積】

一七三三坪

【調査の期間】

平成八年七月八日～十一月十三日

【調査の主体】

石巻市教育委員会

【調査担当者】

石巻市教育委員会

社会教育課文化係主任主事
木暮亮
白戸勝雄
白戸実
斎藤初弥
斎藤よし子
滝見清二
橋本千代子
小畠潤子
由紀子
阿部三郎
及川健
石川弥生
大場喜代
阿部利美
阿部真由美

【調査参加者】 (順不同)

白戸勝雄
白戸実
斎藤初弥
斎藤よし子
滝見清二
橋本千代子
小畠潤子
由紀子
阿部三郎
及川健
石川弥生
大場喜代
阿部利美
阿部真由美

西に航行しながら石巻港に注いでいます。
最近では、旧北上川は、自然堤防の位變などから、鹿又付近から大きくなり西に航行し、今の石巻市街において現在の流路と合流することがわかつています。

一方、須江丘陵は、南北約四五km、東西約一三km、標高六〇～二〇mの南北に細長い丘陵であります。この旧北上川と須江丘陵に挟まれた南北に細長い沖積平野の南西縁辺に立地しています。

石巻平野は、元来は埋没谷であり、

旧北上川によって運ばれてきた土砂が海に流れ込み、波によって打ち上げられて形成された浜堤と呼ばれる陸地が広がっています。

この浜堤は、石巻市の海岸と並行して

内陸に向かって幾重にも列状に連なつて

おり、幾つもの浜堤列を形成しています。

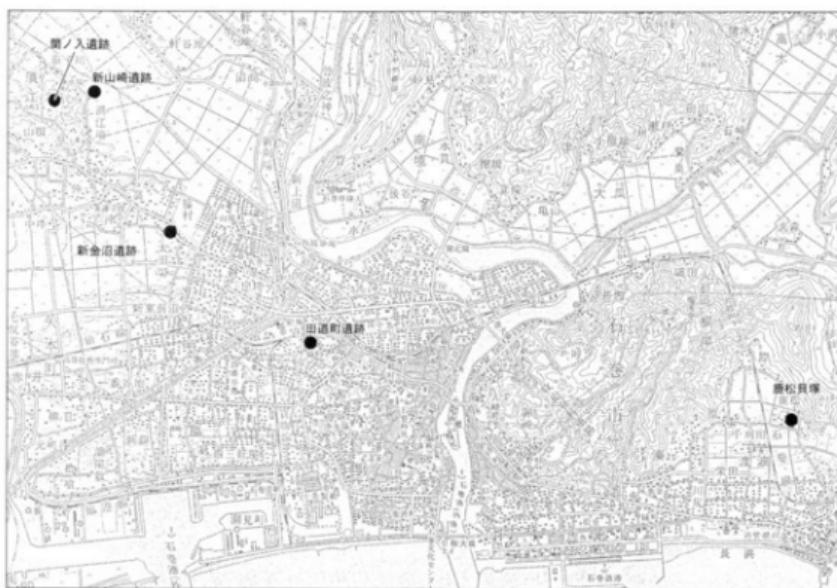
浜堤列は、旧北上川の西岸地域では、

第一～第三浜堤があります。(第2図)

新山崎遺跡は、第一浜堤列のやや北寄りの沖積地に立地しています。遺跡周辺は自然堤防と考えられてきましたが、この調査の後、浜堤であることが明らかとなりました。

新山崎遺跡A地点からは、古墳時代の

河南町和測あたりで江合川と合流し、東

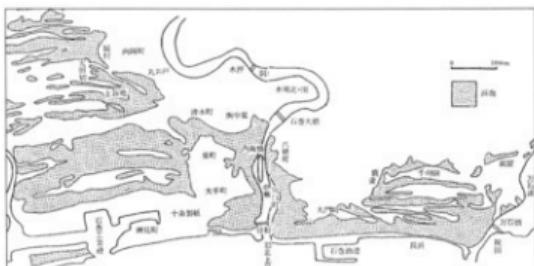


第1図 新山崎遺跡周辺の古墳時代遺跡

前記「塙釜式期」の方形周溝墓¹⁾や遺物が発見されており、須江丘陵から第1浜堤列にかけて塙釜期の遺跡が点在しています。

須江丘陵に位置する、須江糖塩道跡（河南町）、間の入道跡（河南町）からは、塙釜期の堅穴住居跡や遺跡（河南町）から、塙釜式期の堅穴住居跡や遺跡（河南町）から、鶯ノ巣道跡（河南町）からも同じ時期の遺物が発見されています。²⁾

石巻市内の遺跡では、第一浜堤列に立地する新金沼遺跡から、塙釜期の堅穴住



第2図 石巻平野における浜堤の分布

新山崎道路は、昭和四六年に古墳時代前期～中期にかけての遺物が発見された場所として宮城県道地図に登録されています。その性格についてははつきりしていませんでした。

平成六年一月、この地域一帯において宮城県による大規模な面積整備の計画が持ち上がりました。これを受けた石巻市教育委員会は、遺跡の性格や範囲を把握するために、平成七年十二月より平成八年六月かけて確認調査を実施しました。

これにより、古墳～奈良・平安時代の遺構（振立柱建物跡・溝跡）や遺物が発見され、遺跡が南北約100m、東西約60mの範囲に広がっていることがわかりました。（第3図）

居跡とともに多量の土器が発見されました。また市街では田道町遺跡があり、堅穴住居跡や遺物が発見されています。

一方、最近、旧北上川の東岸に位置する渡波地区の鹿松貝塚においても、現在調査が実施されており、古墳時代前期の遺構や遺物が発見されています。

二、調査に至る経緯及び調査経過



第3図 新山崎道路A地点位置図

条を発見し調査しました。(第6図)

三、検出された遺構と遺物

(1) 基本層序

新山崎道路A地点は西側から東側に向かって緩やかに傾斜しており、比高差は一般的に見られる浜堤の砂であり、その上に腐土が堆積しています。水位が最も高い時では、道路全体に湧水が認められ、遺構が水没する状況になりました。

このことから、いわゆる、低湿地道路であると考えられます。

道路に堆積している土層は、西側と東側では、若干の相違が認められるものほぼ同一のものと考えられます。

[I層] 暗褐色のシルト。水田面のすぐ下にある上で、場所によつてはさらに二層(a、b)に分けられます。

[II層] 暗褐色のシルト。場所によつてはさらに二層(a、b)に分けられます。

[III層] 黒褐色のシルト。酸化鉄を多量に含んでいます。場所によつてはさらに三層(a、b、c)に分けられます。

[IV層] 黒褐色の砂じりのシルト。灰白色の火山灰¹を含んでいます。場所によつてはさらに三層(a、b、c)に分けられ、平安・中世のものと考えられます。

[V層] 黒色のシルト。酸化鉄を多量に含んでおり、方形周溝墓など古

墳時代の遺構が掘り込まれている層です。場所によつてはさらに

三層(a、b、c)に分けられます。

(2) 古墳時代の遺構と遺物

新山崎道路A点では、三基の方形周溝墓(第1号～3号)を発見しました。どの

方形周溝墓からも古墳時代前期(埴輪期)の土器が出土しており、この時期のものであると考えられます。(表1)

◆第1号方形周溝墓◆

調査区の南寄り中央部で発見されました。周溝の一辺が、1mもある大規模なもので、南北方向にやや長い隅丸長方形をしています。周溝の底は白石を用いており、確認した面から最も深く所は

南側周溝の中央部で、約40cmの深さがあります。周溝の中の堆積土は明らかに埋まつて行つたことを示しており、水による作用が大きな影響を与えたことがあります。

周溝の底の部分を表しています。また、周溝の底の部分は若干低い(掘り下げられた)所が観察されました。意图的に掘られた物に堆積したものと考えられます。

「方形周溝墓の中央部(台状部)」を意識的に盛り上げ、その上に柏木を埋葬したのかどうか」という議論(柏木の有無)が問題となっていますが、新山崎道路A地点の方形周溝墓については、はつきりとしたことはかりません。第1号方形周溝墓の場合はついで言えは、「この上にかぶさっている土を除いた時、赤く彩色された土器片が一片だけ見つかりました。

また、主体部については、後の時代に削られたしまったと考えられ、残つていま

せんでした。このことから、積土がわずかであった可能性も否定できません。

この方形周溝墓の西側周溝南寄りの底面から、土師器(塗金式)の甕が出土しています。

◆第2号方形周溝墓◆

発掘調査区の南東隅から発見されたもので、西側周溝は調査区の外におよんでおり、調査できませんでした。周溝の一辺の長さは約9mあり、比較的小規模のものであると考えられます。

また、その断面形は逆台形をしており、深さは10～12cmほどしかありません。ただしこれはあまりでも調査において発見(検出)した段階の深度であり、もともとの深さではありません。

新山崎道路A地点の方形周溝墓が造営される段階には、地形的な制約もあつたのではないかと考察されています。今回調査し

えられたのは、(第2号方形周溝墓の底面には常に水が湧いている状態にありました)。造営当時にそのような状態であったならば、かほつきません。

新山崎道路A地点の方形周溝墓の底面には常に水が湧いていました。このことなども考え合わせると、方形周溝墓と水との関係もこれから検討

名 称	平面図及び土の有無	現存状況	全體の規模		台状部の規模		周溝幅 最(幅) (現存)	周溝深さ 最(深) (現存)	橋の 有無	出土遺物 と出土位置	備考
			長軸平均	短軸平均	長軸平均	短軸平均					
第1号 方 形 周溝墓	隅丸長方形(積土なし)	↑	14.4m	9.8m	N — E	11°	2.8m 北側周溝	44.8cm 東側周溝	不明	土師器小型甕(西側周溝南寄り底面)	
			12.3m	8.5m	1.4m 南側周溝	—	33.6cm 北西隅	—	—	—	
第2号 方 形 周溝墓	隅丸方形(推定)(積土なし)	↑	9.8m	6.6m	N — E	—	2.2m 南側周溝	22.0cm 西側周溝	不明	土師器小型甕(西側周溝底面)	
			—	—	1.0m 西側周溝	—	12.2cm 南西隅	—	—	—	
第3号 方 形 周溝墓	不明(積土なし)	↑	—	—	—	—	2.9m 北西隅	53.3cm (現存)	不明	土師器、土師器小型甕(北側周溝底面)	
			—	—	—	—	18.8cm 西側周溝	18.8cm (現存)	—	—	

表1 新山崎道路A地点検出方形周溝墓一覧表



第4図 第2号方形周溝墓出土土器

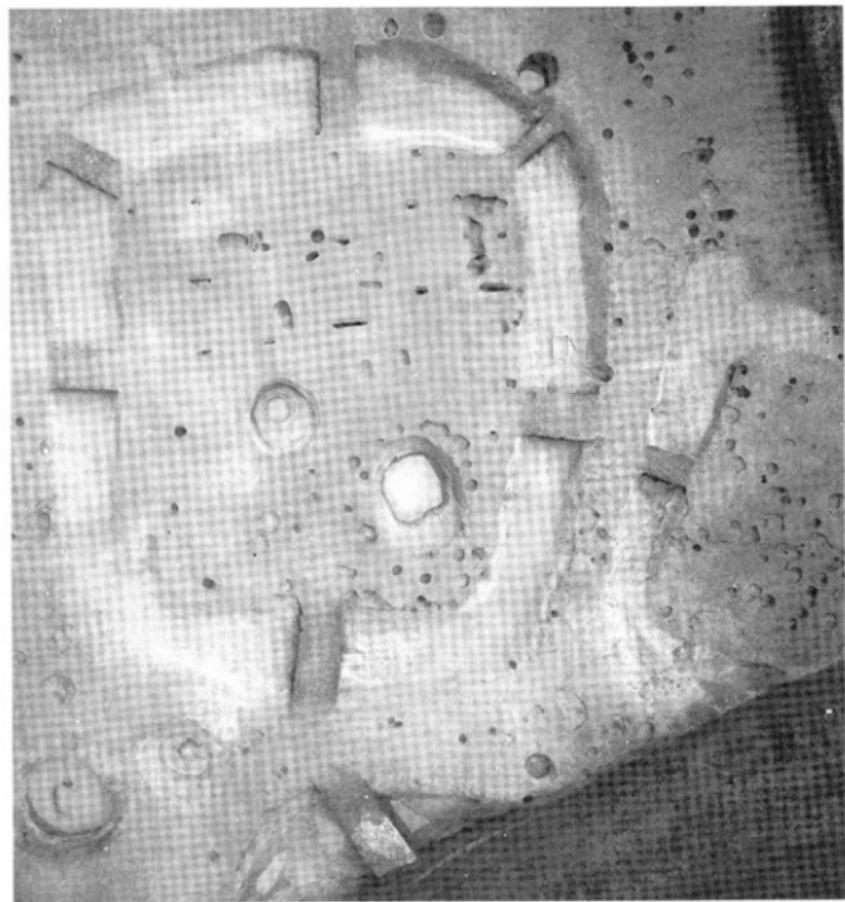


第5図 第3号方形周溝墓出土土器

ともあれ、第2号方形周溝墓は、後の時代にかなり削平を受けてしまっている。よって積土、主体部とともに発見することができませんでした。

この方形周溝墓の南側周溝南東寄りの底面からは、「内側だけ赤く彩色された土師器の小型の壺（塙釜式）」などが出土しています。

◆第3号方形周溝墓◆



▲第1～3号方形周溝墓平面写真

く彩色された土師器の大型の壺や小型の
甕（塙蓋式甕）が出土しています。

この甕は、古墳時代の土器でありながら口縁部（口の部分）に網文が施文されている非常に珍しい土器であり、宮城県内で出土している古墳時代初頭の土器の中でも古い段階に位置づけられると考えています。

〔3〕平安時代～中世にかけての遺構と遺物

◆ 振立柱建物跡 ◆

新山崎遺跡A地点からは、柱跡と考えられる小穴（ピット）が二〇個あまり発見されています。これらのつながりを調査していく結果、三種の振立柱建物跡を発見することができました。

第1号振立柱建物跡は、調査区中央南東寄り、第1号方形周溝墓の台状部北東隅から発見され、東西一間（一・八m）南北一間（一・〇m）あります。主軸方向は真北に対して十四度東に傾いています。

検出したピットは、どれも長楕円形をしており、非常に特徴的な形状をしています。また、この覆土には、どれも黒色の土が堆積しており、この堆積土は、調査区の西壁および南壁においても確認することができます。一〇世紀に降下したと考えられている「十和田八ヶ岳山灰」を含んでおり、平安～中世にかけたものと考えられる陶質土器が発見されています。

第2号振立柱建物跡は、調査区の東壁付近から発見され、東西一間（一・二m）南北一間（一・八m）あります。主軸方



▲ 第1～3号方形周溝墓平面写真

向は真北に対して四五度東に傾いています。

◆第3号掘立柱建物跡は、調査区北側中央において検出され、桁行二間（約一・二m）、梁行一間（約二・一m）あり、主軸方向は、真東に対して九度南に傾いています。

◆溝跡◆

発掘調査区の西側隅付近から、東側隅にかけて調査区を東西に横切る、条の溝跡が発見されました。この溝跡の断面形は逆台形をしており、最も幅が広い部分は西側で、約九〇cmあり、最も狭い場所も西側であり、約六〇cmあります。溝の深さは、確認された地面から最も深い場所（調査区西側）で、約一四〇cm、最も浅い場所（調査区西側）で六〇cmあります。溝跡の覆土（堆積土）にピットと同様のものが堆積しており、陶質土器が出土していることから、この溝跡は、平安～中世にかけてのものと考えられます。集落を区画（取り囲む）したりする用途が考えられます。新山崎遺跡A地点においては、調査区のさらに北側になると、掘立柱建物跡等の遺構が極端に減少したり、溝跡が調査区をほぼ東西に横切っていること等から、集落のはずれにある（区画する）ものと考えられます。また溝跡は、調査区に水が流れると考えられるため、水路としての役目もあつたのではないかと考えられます。

◆井戸跡◆

A地点からは、五基の井戸跡が発見されました。その中の四基は、二つ隣り合

わせに発見されました。

第1号、2号井戸跡は、調査区南西隅において隣り合つて発見されました。第

1号井戸跡は、長軸約二・七m、短軸約二・二mの長楕円形をし、全体の深さは二・三mの長楕円形をし、全体の深さは確認した地面から約二mあります。この遺構を一m掘り下げた段階で井戸の構造が発見されました。この井戸跡は丸太をくり抜いた後組み合わせたもので、平面が楕円形で、長軸約四〇cm、短軸約三〇cm、厚さ約五cmの規模を持つています。

第2号井戸跡は、第1号井戸跡の東側に隣り合つた形で発見されたもので、長軸約二・一m、短軸約一・mの楕円形をし、厚さ約五cmの規格を持っています。

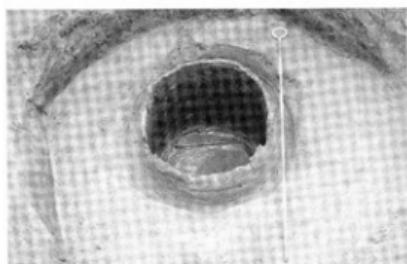
第2号井戸跡は、第1号井戸跡の東側に隣り合つた形で発見されたもので、長軸約二・一m、短軸約一・mの楕円形をし、厚さ約五cmの規格を持っています。

井戸跡は発見することができませんでした。ただ、底面から、長さ一〇cm程の、先端を丸く削った木製品（棒）が出土しました。これは、井戸のために作られた、まじない用の道具であると考えられます。また、第2号井戸の周囲には井戸を利用するようピットが発見されました。これら二つの井戸跡から、時代を特定する遺物は何も発見されませんでした。

第3号井戸跡は、第1号方形周溝墓台

状部南側から発見され、長軸約一・八m、短軸約一・三mの長楕円形をしており、井戸跡は、確認面から約四〇cmあります。深さは、確認面から約九〇cmあります。底面から大型の礫が数点発見されました。

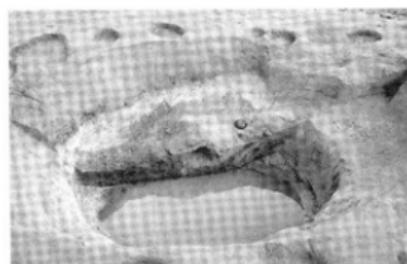
第4号井戸跡は、第3号井戸跡の南東側に隣り合つて発見され、直径約一・七mの不整形をしています。深さは、確認面から約九〇cmあります。底部において井戸



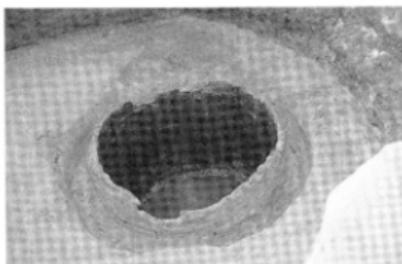
▲ 第2号井戸



▲ 第1号井戸



▲ 第4号井戸



▲ 第3号井戸

棒が発見されました。

この井戸枠は、曲物であり、平面形が円形をしており、直径五五cmを測ります。

第4号井戸からは近世のものと考えられる木製の下駄や、漆塗りの杯などが出土しています。この杯の側面には、「九つ割り三つ引きの紋」が描かれています。第5号井戸跡は、調査区北壁にかかりて発見され、長軸約二mの長方形をしています。深さは約四〇cmあります。井戸枠は発見されておらず、遺物も発見されていません。

(4) その他の遺構と遺物

調査区東側から溝の一部と考へられる遺構が発見されています。この溝は、堆積面、位置関係などから、新たな方形周溝墓の周溝の一部とも考えられます。

また、第1号方形周溝墓上の第3号井戸跡上面からは土壙が発見されています。この内部からは、多量の穀粒が出土しました。他、わずかながら骨も出土しています。時代のものと考えられる陶器の破片などが出土しました。

III、まとめ

①新山崎遺跡が位置している冲積地は、地山を構成している砂の粒子の状態から浜堤であることが明らかとなりました。

②新山崎遺跡A地点から発見された方形周溝墓は、二基とも主軸方向や時期が一致しており、周溝の一辺を近接させて位置しているため、群を成してつくられています。

③これらの方形周溝墓が構築された時期

は、出土した玉器から、おおむね、古墳時代前期（西世紀）であると考えられます。

④方形周溝墓の主体部は発見されておらず、土（マウンド）もあつたのかどうかはつきりしていません。また、方形周溝墓と集落との関係についても、今後の調査成績に委ねるをえません。

⑤第2号方形周溝墓の周溝内から出土した小型の漆器土器は、内面のみ赤く彩色が施されており、圓形から見て外

来系の要素が強いものと判断されます。また、第3号方形周溝墓周溝内出土の赤く彩色された漆器土器も、容器や、頸部（頸の部分）に運らされた断面三類立柱建物跡について、検出された

柱立柱建物跡によつて、地中に形成された堤防状の陸地のこと。

⑥柱立柱建物跡については、検出されたほとんどの柱跡の平面形が長方形で、柱頭も致していることなど共通した点が多く見られるることながら、少なくとも數十棟の建物が同時存在していた可能性があります。この時期については、埴輪土器や出土土器などから平安時代から中世にかけてと考えられます。

⑦井戸跡については、五基を検出し、そのうちの二基ずつが対になって発見されています。これが同時に存在していたか作替えにによるものかについては、井戸跡の時期については、時期未定の指標となる遺物が出土していないため、はつきりしませんが、堆積土から見て、

平安～中・近世になるものと考えられています。

⑧地山その土地の本體のこと。

⑨低湿地遺跡 地下水位が遺跡よりも高い遺跡のこと。水分が多いため、通常では腐つなくなつてしまふ木製品などの有機物が残つてゐる可能性がある。

⑩シルト 砂と粘土の中間の細かさを有する土のこと。上面の新山崎遺跡の地山は砂地であるため、上面食土との境の土はシルトで構成されている。

⑪灰白色火山灰（十和田・火山灰）平安時代（一〇世紀前半）に降下した、灰白色の火山灰層のこと。

⑫赤く彩色（された土器） 通称、赤彩土器と呼んでいる。彩色が施してある以上、通常の土器とは用い方に違いがある。

⑬主体部 古墳や方形周溝墓などにおける、埋葬施設の跡。

⑭柱痕 柱立柱建物跡などにおける、抜き取られてない柱が腐つた痕跡のこと。

⑮陶質土器 通常は、須恵器も含めた窯焼成の土器を指すが、ここでは、彼片のため、系統がはつきりしない須恵器

ます。この場所に井戸が多く存在するということは、付近に聚落があり、水の入手が頻繁に行なわれていたことを示しています。

新山崎遺跡の発掘調査は、この後、さらに北側へと繼續して行ないます。A地点を含めた、遺跡全体の詳細については、今後の調査、並びに検討を待つて、再び報告したいと考えています。

以外の袖がかけられていない土器を指して呼んでいる。

遺跡

遺跡から出土した河原石などを総称して礫と呼んでいる。礫は、石器の原料とされたり、遺構の各所に配されたりして、遺構の一部となつたりする。

（1）人工的に掘り込まれた坑のこと。

性格がはつきりしていないもの。

（2）国外來系の土器

その地方で作られたものではなく、作り方、もしくは物自体が他の地域から入ってきた物。

（一） （二）

（1）東北大學理学部研究科助教授 松本秀明氏の御教示による。

（2）佐藤敏幸「一九九四『須賀窯跡群開ノ入遺跡』『河南町文化財調査報告書 第7集』宮城県河南町教育委員会

（3）各地で発見されている方形周溝墓の中には、周溝の中に埋葬施設（周溝内土坑）を持つものもある。

（4）新山崎遺跡A地点で検出された方形周溝墓には、周溝の隅に陪塚（ブリッジ）を有するものは発見されていない。

（5）現在わかっている純文が施された古墳時代の土器としては、戦玉町の大橋遺跡から出土した壺形土器の口縁部破片があり、県内では最古段階に位置づけられている。

（6）東北大學理学部研究科助教授 松本秀明氏の御教示による。

（7）現在調査が進められているB・C地点においては、多くの溝跡が発見されており、同一の覆土の上面に灰白色火山灰が厚く堆積している。

（8）江戸時代の伊達家の家臣のものと考えている。

（9）この他、遺跡の空中写真によつても、A地点の東側に方形周溝墓らしい「じみ」が発見されているが、掘削していなため、定かではない。

（10）鶴川によって堆積した砂粒は、「流れ」によって堆積しているため、粒の大きさが一定ではない。これに対し、海の波によつて堆積した砂粒は、大きい（重い）ものが下に、小さい（軽い）

ものが上に来る傾向が見られ、画的には、粒が一定である。東北大學理学部研究科助教授 松本秀明氏の御教示による。

前一般に、方形周溝墓は、単体で発見されるものもあるが、台地上などに群を成して発見される場合がある。こういったことや、主体部のあり方などから、この群構成は、家族的な「単位」の墓のあり方などとも解釈されている。

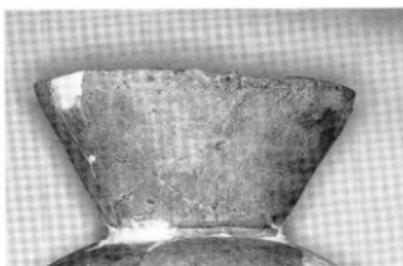
※今回の調査期間中に、東北学院大学考古学研究部の協力を得た。感謝申し上げます。



▲ 調査区北側



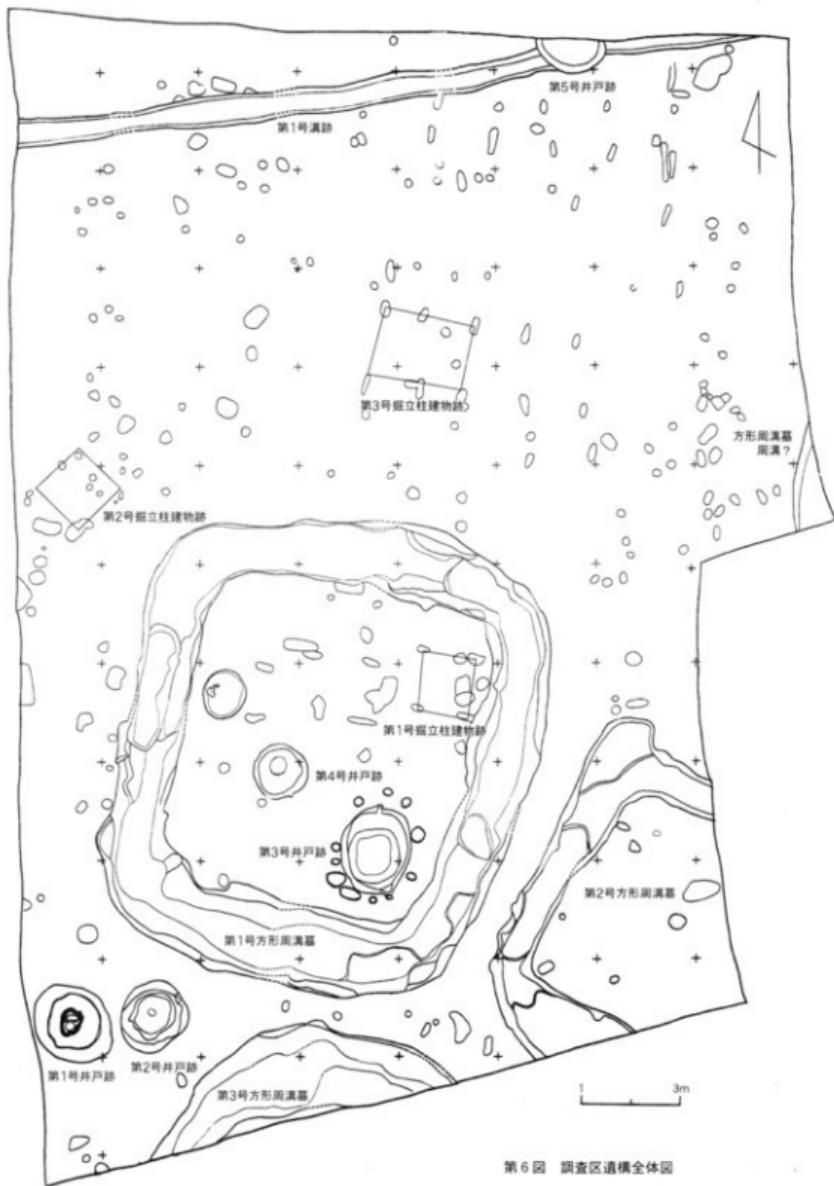
▲ 調査前風景



▲ 第3号方形周溝墓出土土器



▲ 第3号方形周溝墓出土土器



第6図 調査区遺構全体図

平成八年年度

新金沼遺跡発掘調査報告

一 調査実施委員会
〔遺跡名〕

新金沼遺跡（しんかなぬまいせき）

〔遺跡所在地〕
石巻市乾田字福村南

〔調査対象面積〕
約四千七百平方メートル

〔調査期間〕
平成八年五月二十日～平成九年三月
三十一日

〔調査主体〕
石巻市教育委員会

〔調査担当者〕
社会教育課文化係
芳賀 英実
阿部 篤
古沢 謙子
西原 伸子

〔調査参加者〕
阿部勝男 阿部由美子 津澤一秀
岡 千恵 勝又正男 加藤 登
香澤外志子 佐藤祐子 稲田吉夫
立花清貴 長谷川信雄 飯藤明子
益子 刚 宮殿明子 目黒たみ子
和野浩哉 東北学院大学考古学研究部 十二名

〔調査協力〕
建設者 東北地方建設局
仙台工事事務所
宮城県教育文化財保護課
東北歴史資料館

二 調査の概要

新金沼遺跡は、付近の畑等耕地を分布

調査した際に、土器片（土師器・須恵器）や鐵器（てつさい）等が発見されており、河岸に古墳時代から平安時代（四世紀から九世紀）にかけての集落や生産遺構があつたと考へられていました。

この遺跡の発掘調査は、平成三年度から平成五年度まで高規格道路のアクセスマンホール設置工事に伴う埋蔵文化財発掘調査が実施され、平成七年度からは、建設省東北地方建設局の「三陸震災自動車道」建設工事に伴う発掘調査を実施してきました。

今回の調査は、前年度に引き続き工事で遺跡が破壊されてしまう前に発掘調査を行うこととなり、五月末から調査を実施しました。

平成三年度から平成五年度までの調査（これまで第21号・22号掘掲）では、遺構・遺物等は発見されませんでした。

これはアケサス遺路部分がまわりより低く渓地であつたためと考えられます。

ただし平成七年度の調査地点（二〇八号線北側）は近年まで水田であった場所で、発掘調査した結果やはり大変底くなつておらず、川の氾濫で堆積が堆積していましたところ、小高くなつたところがありました。この小高いところから古墳時代前期（四世紀頃）の住居跡や溝跡などが見つかっています。

新金沼遺跡は、付近の畑等耕地を分布

する浜堤と河川が交差しており、開拓地と小高い平地が入り組んでいたと思われるところで、小高い平地には人々が生活を営んでいたと思われます。

この遺跡の発掘調査は、平成三年度から平成五年度までの調査（これまで第21号・22号掘掲）では、遺構・遺物等は発見されませんでした。

これはアケサス遺路部分がまわりより低く渓地であつたためと考えられます。

ただし平成七年度の調査地点（二〇八号線北側）は近年まで水田であった場所で、発掘調査した結果やはり大変底くなつておらず、川の氾濫で堆積が堆積していましたところ、小高くなつたところがありました。この小高いところから古墳時代前期（四世紀頃）の住居跡や溝跡などが見つかっています。

新金沼遺跡は、付近の畑等耕地を分布する浜堤と河川が交差しており、開拓地と小高い平地が入り組んでいたと思われるところで、小高い平地には人々が生活を営んでいたと思われます。

この遺跡の発掘調査は、平成三年度から平成五年度までの調査（これまで第21号・22号掘掲）では、遺構・遺物等は発見されませんでした。

これはアケサス遺路部分がまわりより低く渓地であつたためと考えられます。

ただし平成七年度の調査地点（二〇八号線北側）は近年まで水田であった場所で、発掘調査した結果やはり大変底くなつておらず、川の氾濫で堆積が堆積していましたところ、小高くなつたところがありました。この小高いところから古墳時代前期（四世紀頃）の住居跡や溝跡などが見つかっています。

新金沼遺跡は、付近の畑等耕地を分布する浜堤と河川が交差しており、開拓地と小高い平地が入り組んでいたと思われるところで、小高い平地には人々が生活を営んでいたと思われます。

（つる）や屋根を葺いた茅？が見つかっています。

さらに、もう一軒の住居跡から土器が出土した状態で壁際に約二〇センチ幅で並んで見つかりました。これら以外の住居跡からも炭化材が見つかっていますが、ほとんど燃え尽きたように僅かしか残っていませんでした。

住居跡の形は正方形に近いものと、長方形のものがあり、大きさは一边約三・一メートル、二辺のものから一边が約五・八メートル、五辺のものが見つかっています。

住居跡内には、ほぼ中央部に赤く焼けた跡が見つかっています。土器が支えた柱の建て方には、何種類があり、住居の対角線上に四箇所あるもの（四号住居跡）や住居の壁際沿つて、辺に三・四本の柱が立つもの（二号住居跡、住居内に柱の痕跡がないもの（五号住居跡）などがあります。

（2）出土遺物

今年度の調査では住居跡から土器片・鉢・片口鉢・甕・台付甕・器台・壺・瓶などが見つかっています。住居跡からの遺物の出土状況としては、住居の壁際から多く見つかっています。特に第三号住居跡からは、北東部隅からまとめて見つかります。土器の種類としては、土器の蓋・甕・器台がおおき見つかっており、柱材として棟木や柱材を支えた支柱が住居の対角線上で二箇所立った状態で見つかりました。また、屋根材として棟木や木梁、梁と桁など

が組んだ状態やそれらを結んだ植物の蔓

が組んだ状態やそれらを結んだ植物の蔓

います。

遺構外からは、特筆すべき資料としては、複合口縫部の口縫部および口唇部に縄目文が施してあるもの、さらに棒状浮文が附せられたり、口唇部内部を赤色塗彩されているもの、唇部に縫糸文が施されているものなどが発見されています。

土器以外の遺物としては、屋根材や農具と思われる木製品が炭化して見つかっています。

【奈良・平安時代】

新金沼遺跡からは、分布調査の時に須恵器の破片が數点見つかります。今年度の調査でも、遺構外からですが須恵器の破片が数点見つかっています。しかし、住居跡などの遺構は見つかっていません。

【その他の遺構・遺物】

時期不明の溝跡が東西に延びるものや南北に延びるもの数点が、見つかっています。

また、有茎の石鍬が二点、鉄滓が数点見つかっています。

【まとめ】

・新金沼遺跡は、標高約一・五・一・七計の浜堤の微高地の際の斜面に溝跡が見られる。新金沼遺跡の周囲は、湿地や沼があつたと考えられます。また、遺跡の北側は近年まで水田であり、発掘調査でも地山の面が深かつたことから、近くを川が流れています。

・分布調査の時には、古墳時代の前期、後期、奈良・平安時代の遺物が見つかっています。平成七年度・八年度の調査で

は、弥生時代の遺物や古墳時代の遺物、奈良・平安時代の遺物が見つかっています。

・はとんどの住居跡から炭化した柱材などが見つかっており、焼失住居であると考えられる。炭化材は、ほとんどの住居跡では燃え尽きました。しかし、炭化材が残っていた住居跡からは、屋根材の茅?や垂木と棟などが組んだ状態、柱材が立った状態で見つかっている住居や壁際には約二〇cm間隔で垂木が並んで見つかっていました。住居がありました。

・発見された遺物は、石鍬、弥生土器、土製筋鉄車、古墳時代前期の土師器鉢、壺、甕、台付甕、器台、鐵口鉢、木製農具、奈良平安時代の須恵器の破片などが見つかっています。

須恵器

・古墳時代前期の土器の中には、赤色塗彩されている器や複合口縫部の口縫部に縫糸文が施されているもの、縫糸文が施され、赤色塗

（用語解説）

・八〇〇度位の温度で焼かれた

・土器

・糸を紡ぐための道具

・鮮半島の素焼きの土器を言い

・土器

・小型の供獻用土器

・複合口縫

・壺の口の部分を折り返してつ

・くつたもの

・棒状浮文

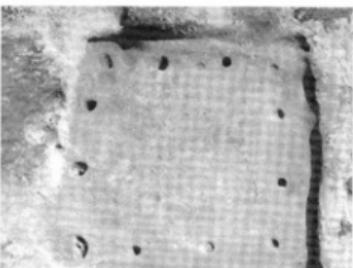
・棒状にした粘土を貼りつけた

・装飾



・赤色塗彩

・赤色の顔料を器面に塗つたもので、赤色の原料には、酸化第二鉄（ヘンガラ）と水銀朱があります。などを蒸すための土器。底に穴があけられており、下に水の入った甕を重ね、火にかけて使う。



ふるさと再発見事業

旧石巻ハリストス正教会堂 一般公開



石巻市の指定文化財である旧石巻ハリストス正教会堂の内部の一般公開を行いました。昭和五十三年の宮城県沖地震により、建物後約百年を経ていた教会堂は、大きなかつて、市民の中に貴重な文化財を残そうといふ運動が盛り上がり、これを受けて行いました。

旧石巻ハリストス正教会堂は、明治十三年に新田町（現在の千石町）に建てられました。この教会は、現在残っている日本の教会建築としては、長崎の大浦天主堂に次ぐ古いのですが、本造の教会建築としては日本最古のものです。

昭和五十三年の宮城県沖地震により、建物後約百年を経ていた教会堂は、大きなかつて、市民の中に貴重な文化財を残そうといふ運動が盛り上がり、これを受けて行いました。



この教会は木造二階建て、総瓦葺きで、軒先瓦には十字架をいたるものもありま

す。上から建物をみると、十字架の形を

しており、十字架の頭の部分は八角形を半分に切った形をしています。これはビ

ザンチン式ドーム構法の様式を日本式の内陣（八角形をした建物、法隆寺・夢殿など）の手法で表現したもので。

一階は、神父の居室と集会室がなり、礼拝は二階で行なわれていました。二階

は礼拝が行なわれる聖所、儀式用の祭具

相手を受け、解体されることとなりました。この運動が盛り上がり、これを受けて

中瀬公園へ移築、復元されました。

この教会は木造二階建て、総瓦葺きで、

新金沼 親子发掘体験教室

日 時 八月十日(土)、十一日(日)
場 所 新金沼遺跡(鈴木字新金沼)

参 加 人 数 二十八名

石巻市では石碑や、建造物、彫刻などたくさんの文化財があります。そしてそれらは、そこに行けば見学することができます。その他にも、いつもは地面の下埋もれていてわれわれの目に触れることがない埋蔵文化財というものがあります。一般に「遺跡」といわれるものがそれです。

近年、石巻市では遺跡の発掘調査件数が増加しており、今は土の中に埋もれしまってわからない昔の生活の様子が明

らかになってきています。

しかし、どのように発掘調査を行い、昔のことを見らかにしているのかはあまり知られていません。そこで、遺跡の発

掘の方法や、どんな道具がでているかと

いうことを、市民の方々に知つてもらお

うため、親しんでもらうために、石巻

市教育委員会で発掘調査を行っている古

墳時代前期の集落跡である新金沼遺跡で

発掘体験を行いました。堅穴住居の跡を

堆積した土をていねいに取り除き、その

中からでてくる土器の破片を刷毛でてい

ねいにきれいにしていました。

日頃は体験できない遺跡の発掘があつて、



参加者は熱心に発掘を行っていました。



毎年一月二十六日は、「文化財防火デー」です。この日は、世界最古の木造建築とされています。有名な法隆寺の金堂壁画が焼損した日です。

このことをきっかけとして、国民の貴重な遺産である文化財を火災から守ろうと、昭和三十年に「文化財防火デー」が定められました。

文化庁と消防庁は、國民一人ひとりに文化財愛護を認識していただきことを主題に、この日を中心として全国的に文化財の防火運動を展開しています。

石巻市でも、「文化財防火デー」の趣旨を尊重し、毎年指定文化財の所有者、及び地域住民の方がたのご協力をいたたまつています。

きながら実施しております。

平成八年度 文化財防火デー

平成八年度は、市指定文化財「多福院板碑群」を所有している吉野町「丁目の板碑群」を実施しました。

多福院には、市指定文化財である「多福院板碑群」をはじめ様々な文化財が伝えられています。



【木造大日如来坐像】

境内にある大日堂の中に祀られている高さ三十四㌢の寄木造りの坐像です。

後醍醐天皇の皇子護良親王は、鎌倉で幽閉された後足利直義の命を受けた湯辺義博によって殺されましたが、湯辺には、この護良親王が殺されずに済んでいたという伝説があり、一皇子神社や古井、桜川、御所入など、護良親王にちなんだと伝えられる地名が多くあります。

そして、この仏像も護良親王の陣中護り本尊であったと伝えられています。



調査の結果、室町時代につくられたと考えられている作品で、全国的にも珍しい、桐材の作品であることがわかつています。

【多福院板碑群】

境内には約百基ほどの石碑がありますが、その殆どは板碑と呼ばれる供養碑です。

多福院とその檀家の方がたによる放水訓練、仮想文化財による撤出訓練、消防訓練が行われました。

消防団による一九番への通報訓練の後、消防署の方方がたによる放水訓練、仮想文化財による撤出訓練、消防訓練が行われました。

多福院とその檀家の方がた、そして石巻市消防団、石巻消防署港出張所等多くの皆さんにご参加いただき、午前十時三十分に全ての訓練が終了しました。

多福院の文化財

多福院は、元龜元年（一二七〇）に後山山頭である世町氏が堂を再興して、開山された曹洞宗の寺であり、それ以前は

光明山日輪寺という天台宗の寺院であつたと伝えられています。

多福院には、市指定文化財である「多福院板碑群」をはじめ様々な文化財が伝えられています。

この多福院の板碑の中には、中世の石碑地盤を支配した葛西氏の法名が刻まれた供養碑や、後醍醐天皇の供養碑とされる「吉野先帝碑」が含まれています。

文化財標柱・説明板設置事業

石巻市内には、国指定文化財が二件、市指定文化財が二件あります。そのほかに約百か所の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）があります。

石巻市教育委員会では、こうした文化財が存在することをみなさんにお知らせするために、標柱や説明板を設置する事業をすすめています。

これら文化財として指定・登録されている物や土地は、全人類共通の財産です。したがって、こうした文化財の現状を変更しようとするときは、法律や条約にもとづく届出が必要です。特に埋蔵文化財包蔵地内、及びその周辺で、土木工事や住宅建設等を計画したときは、できるだけ早い段階で石巻市教育委員会に相談してください。先祖から伝わった財産を保護することは、文化をも子孫に伝える行為でもあります。したがって日先の利益にとらわれるごとに、将来のことを十分に考えて保存・保護と開発を両立させなければなりません。

本年度は、標柱五本と説明板一基を設置しました。設置にあたりご協力をいたしました関係各位にお礼申し上げます。

伊達政宗は、仙台領内でのキリスト教

布教のための宣教師を派遣してもらつことと、メキシコとの貿易の目的として、家臣の支食常長はローマへの派遣を命じました。しかし、当時の日本には大海を航海する技術も、それに耐えられる大型船を建造する技術もなかつたことから、日本に来ていた宣教師のソテロとイスパニア（現在のスペイン人・ビスカイ人）に、その技術を求めました。

慶長二十八年九月十五日（西暦一六一三）年十一月二十八日、完成した大型船に乗組み、支食常長以下ソテロやビスカイノ等約百八十名がこの月浦を出帆しました。この大型船は、外国の記録によつて「サン・ファン・バウティスタ号」と呼ばれていたことがわかっています。

一行は、苦難の末太平洋、大西洋を渡り、ローマ市民の熱烈な歓迎の中、ローマに到着しました。その後、支食常長は直接洗礼を受けましたが、主目的であつたスキシコとの貿易は実現することができないまま、七年後の元和六年（一六二〇）に帰國しました。

しかし、帰國した彼らを持ち受けているのは、幕府によるキリスト教禁止令の徹底と、キリスト教徒の厳しい弾圧でした。

このような時代のなか、支食常長は二

この井戸は、サン・ファン・バウティスタ号に關係した南蛮人（外国人）が利用し、船の飲料水として積み込んだと伝えられており、また、この一帯は南蛮人

石巻市指定文化財 洞源院



2 伊原津洞窟跡



1 石巻市指定文化財 銅像菩薩立像



東北地方には、外国で造られて日本に伝わった仏像（渡来仏）が何体か確認されています。この仏像もそのうちの一体で、古代朝鮮の統一新羅時代の終わり頃（今から約千年前）に制作されたものと考へられています。寺伝では、源義家の兜に付けられていたものと伝えられていますが、詳しい來歴は不明です。

たのは、幕府によるキリスト教禁止令の徹底と、キリスト教徒の厳しい弾圧でした。この仏像もそのうちの一体で、古代朝鮮の統一新羅時代の終わり頃（今から約千年前）に制作されたものと考へられています。寺伝では、源義家の兜に付けられていたものと伝えられていますが、詳しい來歴は不明です。

3 五松山洞窟遺跡

この付近については、かつて海の侵食作用によってできた洞窟が点在している。その中の一つが昭和五七年（一九八二）に発掘調査され、弥生土器や石器、古墳時代のものと考えられる埋葬人骨とともに貝、太刀や装飾品など多くの遺物が発見された。人骨には北海道アイヌ系の特徴を持つものが含まれており、三陸海岸部地域における特異な様相を示す遺跡として注目されています。



旧町名表示石柱設置

昭和三十七年に住居表示に関する法律が制定されてから、昔から伝えられた由緒ある町名が新しい町名に置きかえられるようになりました。古い町名は次第に住民からも忘れてしまうような状況になりました。

石巻市も例外ではなく、様々な町名が失われ、若い人たちの間では、すでに新しい町名しか通用しないような状況になっています。

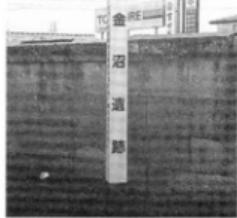
この遺跡からは、平成七・八年（一九九五～一九九六）の発掘調査によつて古墳時代前期（約千七百年前）の土器や堅穴住居跡、溝跡などが多数発見されました。

土器（十師器）は、古墳時代の古い様相を色濃く残し、堅穴住居からは、大量的焼け落ちた屋根材や柱材が折り重なつて出土するなど、石巻の古代を明らかにする上で、きわめて貴重な遺跡といえます。

石巻市立萩浜中学校前の海岸では、真ん中にひし形の穴が空いた石を拾うことができます。この石が「方孔石」と呼ばれているもので、牡鹿半島などこの萩浜地区の他に、牡鹿町や川町などでも見ることができます。

「方孔石」は、かつて遺跡からも発見され、人口のものとされていた時もありましたが、現在は自然の作用によってできたことがわかつています。

4 新金沼遺跡



【清水尻】

「清水尻」とは、文字通り清水が湧くところを意味しており、事実古くからこの水は酒造りに使われてきた。

また、「尻」とは川や陸地の終わるとあります。



水の湧く土地の終わり、つまり微高地の端を意味していると考えられ、地形などの地理的条件が地名の源となつた例であると言える。

この周辺は古くから人が住みやすかつた所と考へられ、古墳時代（約千六百年前）から平安時代（約千年前）にかけての「清水尻遺跡」や「田道町遺跡」が確認されている。

平成八年度 文化財めぐり

平成八年度の文化財めぐりは、第一回、第二回を岩手県遠野市、第三回を牡鹿三十三所めぐり、第四回を白石・阿武隈方面で実施し、多数の参加者を得ました。

第一・二回 遠野の文化財をたずねて

日 時 第一回 九月二十一日 (日)
第二回 十月六日 (日)
講 師 石原宏 石巻市文化財保護委員
参 加 者 四十三名
第三回 四十三名

午前八時に石巻市役所を出発し、東北自動車道を利用して遠野に向かいました。遠野市では、遠野市立博物館を見学し、遠野の風土、歴史、それに遠野に残る数々の昔話の中のいくつかを、スライドなどを交えて見学しました。そして、とおの昔話では、柳田国男が遠野に昔話を採集に来たときに宿泊した旅館を移築復元した「柳翁塾」をはじめ、数々の昔話のパネルを見学し、そして、語り部による昔話を直接聞くことができました。

カッパ測では、河童が馬を川に引きずり込もうとした測。そのそばにある安部貞任の子孫の家に伝えられる屏風の塗など、遠野の昔話の世界を垣間見ること

でき、伝承園では、国指定重要文化財の南部曲がり屋菊池家住宅や、遠野の昔話を柳田国男に伝え、遠野の昔話が世に伝わる元を作った佐々木喜善の記念館などを見学しました。

最後に見学した千葉家は、日本十大家に挙げられる程の大きな民家で、その大きさに圧倒されました。

第三回 牡鹿三十三所めぐり

日 時 九月二十九日 (日)
講 師 佐藤雄一 石巻市文化財保護委員
参 加 者 三十名

石巻には、牡鹿三十三所といわれる札所があります。今回は、その中の羽黒町、日和山周辺の札所である、海門寺、永鏡寺、寿福寺、広济寺などを見学しました。

身近にあるお寺が三十三所の札所であつたり、何気なく建っている石仏にこめられた当時の人の思いに情感していましました。

第四回 白石・阿武隈の郷を訪ねて

日 時 十月十三日 (日)
講 師 石垣 宏 石巻市文化財保護委員
参 加 者 四十三名



石巻市役所前を午前八時に出発し、までは宮城県の、番南町の町、白石市に向かいました。白石市では、白石城跡でできた歴史探訪ミュージアムで、白石城の歴史や白石の歴史をシアターで見学し、天守で白石の城下町を眺め、武家屋敷の小間を見て見学しました。当時の武士の生活に思いをはせました。

それから、県内に残る最古の仏像のある角田市の高藏寺を見学し、丸森町の阿武隈川の舟くだり、江戸時代から明治時代に豪商として栄えた豪商屋敷を見学しました。文化財めぐりには多数の参加申込みがありましたが、残念ながら参加できなかつた方が多数ありましたことを深くお詫びいたします。



石巻市文化財だより（第26号）

平成9年3月25日 印刷
平成9年3月31日 発行

発行：石巻市教育委員会
石巻市日和が丘一丁目1番1号
電話（0225）95-1111 内線345

印刷：株式会社 鈴木印刷所
石巻市丸田字新谷地頭121
電話（0225）22-4191